

都城広域定住自立圏共生ビジョン

平成26年3月18日

宮崎県都城市

目 次

本 編

第1章 定住自立圏共生ビジョンの基本的事項.....	1
1. 定住自立圏共生ビジョンの位置づけ.....	1
2. 定住自立圏の名称.....	1
3. 圏域を構成する市町.....	1
4. 定住自立圏共生ビジョンの名称.....	1
5. 定住自立圏共生ビジョンの計画期間.....	1
第2章 都城圏域の広域行政への取組.....	2
1. 都城圏域の概要	2
2. 広域行政への取組.....	2
第3章 都城圏域定住自立圏構想への取組.....	3
1. 都城市の中心市宣言.....	3
2. 都城市と三股町、曾於市、志布志市との結びつき（中心市宣言の背景）	3
3. 定住自立圏形成協定の具体的な内容.....	4
第4章 政策分野別の現状と課題及び課題解決に向けた施策のあり方.....	5
第4章－1 生活機能の強化に係る政策分野(医療).....	5
第4章－2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（含む産業振興）	9
第4章－3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野.....	11
第5章 都城圏域定住自立圏の将来像.....	13
第6章 政策分野別的事業計画.....	15
第6章－1 都城圏域定住自立圏共生ビジョンの体系.....	15
1. 生活機能の強化に係る政策分野.....	15
2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野.....	16
3. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野.....	17
第6章－2 生活機能の強化に係る政策分野の事業計画.....	18
1. 医療	18
2. 産業振興	31
3. 教育・文化	36
第6章－3 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業計画.....	41
1. 道路等の交通インフラの整備.....	41
2. 圏域内外の住民との交流と観光の推進.....	43
3. 定住促進	47
第6章－4 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の事業計画.....	52
1. 行政人材の育成	52
2. 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備.....	54
3. 民間人材の育成及び推進体制の整備.....	58
資料編	60
1. 定住自立圏推進要綱.....	61
2. 中心市宣言書	73
3. 定住自立圏形成協定.....	78
4. 都城圏域定住自立圏構想協議会規約.....	79

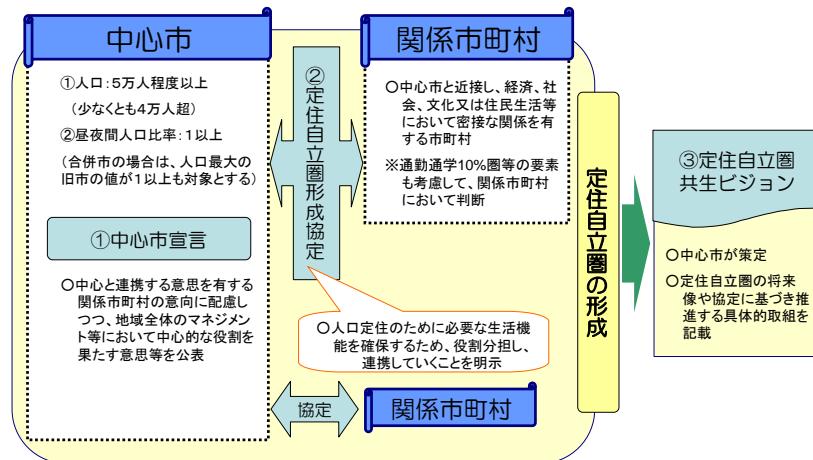
第1章 定住自立圏共生ビジョンの基本的事項

1. 定住自立圏共生ビジョンの位置づけ

定住自立圏構想は、一定の都市機能を持った中心市と、それと近接し経済や文化等で密接なつながりを持つ関係市町村が、集約とネットワークの考え方に基づき、互いに連携協力して、圏域全体の活性化を図る制度である（下図表参照）。

この定住自立圏共生ビジョンは、次の手順により策定された定住自立圏構想の実施計画である。

- ①中心市である都城市が、平成21年4月に、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担うという意思を表明した「中心市宣言書」を作成、公表した。
- ②同年10月、都城市と、それに近接し、経済的・社会的に密接な関係を持つ三股町、曾於市、志布志市が、それぞれ協定を締結し「定住自立圏」が形成された。
- ③この協定書に記載した連携する具体的な事項の実施計画である「定住自立圏共生ビジョン」を策定した。



2. 定住自立圏の名称

都城広域定住自立圏

3. 圏域を構成する市町

中心市 宮崎県 都城市

関係市町 宮崎県 三股町

鹿児島県 曽於市・志布志市

4. 定住自立圏共生ビジョンの名称

都城広域定住自立圏共生ビジョン

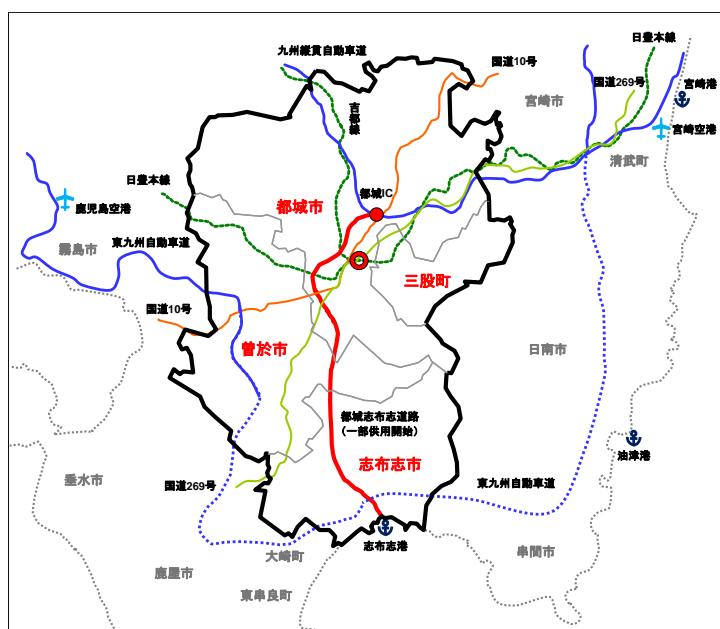
5. 定住自立圏共生ビジョンの計画期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。

第2章 都城圏域の広域行政への取組

1. 都城圏域の概要

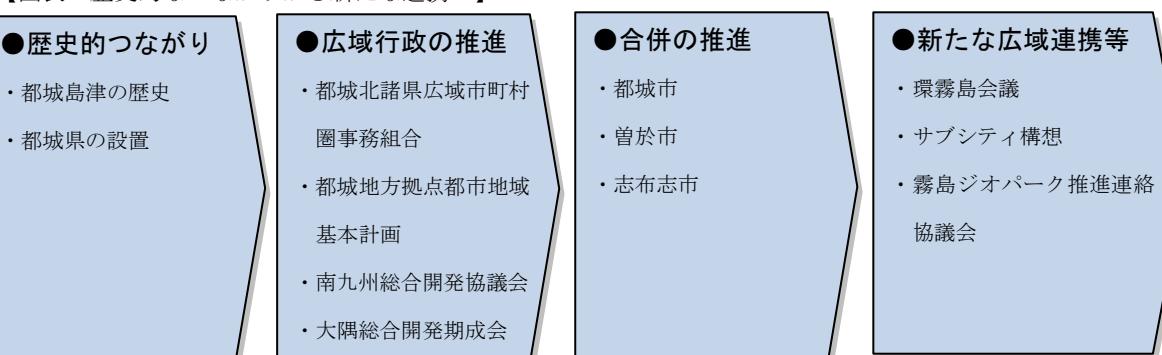
- 都城市、三股町、曾於市及び志布志市の3市1町は、宮崎県と鹿児島県にまたがる面積約1,443km²、人口約27万人を有する南九州の中核をなす圏域（以下、「都城圏域」という。）を形成している。
- 40km圏内には、志布志港・油津港に加え、宮崎・鹿児島両空港があり交通の要衝として栄えてきたが、都城圏域の縦貫道路である地域高規格道路「都城志布志道路」の整備が進めば、さらなる緊密な結びつきを持った圏域となる。



2. 広域行政への取組

- 都城島津家の歴史や都城県の設置など、歴史や経済を共有し発展してきたこの圏域は、合併以前から、一部事務組合や県境を越えた協議会の設置など広域的な課題に対応してきた。
- 新たな広域連携や施策の推進にも取り組んでいる。
 - 環境や観光、防災など県境を越えた幅広い連携を図る「環霧島会議」
 - 都城圏域のポテンシャルを広域的な視点から活かそうとする施策「サブシティ構想」
 - 世界ジオパーク認定に向けた活動に取り組む「霧島ジオパーク推進連絡協議会」など

【図表 歴史的なつながりから新たな連携へ】



第3章 都城広域定住自立圏構想への取組

1. 都城市の中心市宣言

都城市は、平成20年10月に定住自立圏構想の先行実施団体に選定され、平成21年4月には、以下の3つを柱とする中心市宣言を行った。

○都城市の中心市宣言の主な内容

1. 生活機能強化のための取組
 - ・広域救急医療体制の整備・充実
2. 結びつきやネットワーク強化のための取組
 - ・地域高規格道路「都城志布志道路」整備促進
3. 圏域マネジメント能力強化のための取組
 - ・宣言中心市等における人材の育成
 - ・圏域内市町の職員等の交流

2. 都城市と三股町、曾於市、志布志市との結びつき（中心市宣言の背景）

この中心市宣言の主要テーマである医療分野及び都市基盤分野を始めとした都城市と三股町、曾於市及び志布志市との結びつきは深い。

- ・2市1町の延べ入院患者数のうち、三股町ではその76.2%が、曾於市でもその50.6%が、都城市内の医療機関を受診している。
- ・三股町の就業者・通学者（自宅従業者を除く）のうち約6割、曾於市では同2割強が、都城市へ通勤・通学している。

【図表 2市1町の住民の延べ入院患者数と都城市への流入患者数】

	総数			都城市への 流入率
		都城市的 医療機関を受診	都城市外の 医療機関を受診	
三股町	2,750	2,095	655	76.2%
曾於市	8,215	4,153	4,062	50.6%
志布志市	5,529	561	4,968	10.1%

出典：各市町の国保レセプト

【図表 都城市への通勤通学割合】

	常住就業者・通学者数(人) (15歳以上)			通勤通学割合 $d=c/(a-b)*100$
		うち自宅従業者数 a	都城市への就業・ 通学者数(人) c	
三股町	13,084	1,780	6,791	60.0%
曾於市	22,875	6,950	3,750	24.0%
志布志市	18,732	5,058	268	2.0%

出典：平成17年国勢調査

3. 定住自立圏形成協定の具体的な内容

平成23年2月に行われた総務省の懇談会の提言及びこれまでの都城広域定住自立圏構想圏域共生ビジョン懇談会等からの意見を受け、3市1町で協議した結果、教育・文化分野を新たに取り組むこととし、平成23年12月27日付で協定を変更した。連携する具体的な事項は次のとおりである。

1. 生活機能の強化に係る政策分野

1) 医療

(ア) 医療資源の高度化

- i) 都城救急医療センター、都城健康サービスセンター及び都城市郡医師会病院等の整備又は充実
- ii) 夜間救急診療体制等の充実
- iii) 圏域医療を担う医療従事者の確保
- iv) 圏域医療の情報化の推進

(イ) 医療連携の充実

(ウ) 災害時の対応

(エ) 圏域における搬送体制の構築

2) 産業振興

(ア) 地域高規格道路「都城志布志道路」を活用した産業振興

3) 教育及び文化

(ア) 公共施設の相互利用

(イ) 圏域文化の保存・継承・発展

(ウ) 特色ある教育の推進

2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1) 道路等の交通インフラの整備

(ア) 都城志布志道路の開通促進とネットワークの構築

2) 圏域内外の住民との交流と観光の推進

(ア) 圏域内外の住民との交流と観光の推進

3) 定住促進

(ア) 雇用創出による定住促進

3. 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

1) 行政人材の育成

(ア) 圏域行政マネジメント能力の強化

2) 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

(ア) 圏域協働マネジメント能力の強化

3) 民間人材の育成及び推進体制の整備

(ア) 圏域民活マネジメント能力の強化

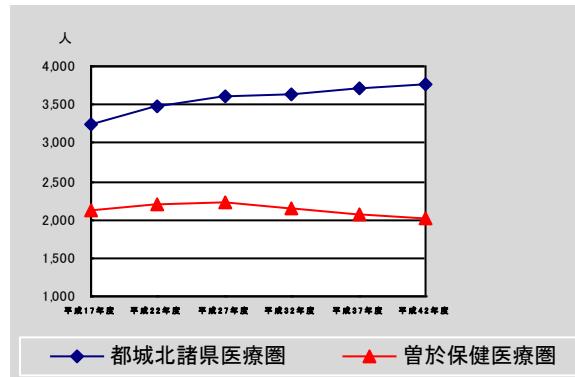
第4章 政策分野別の現状と課題及び課題解決に向けた施策のあり方

第4章－1 生活機能の強化に係る政策分野(医療)

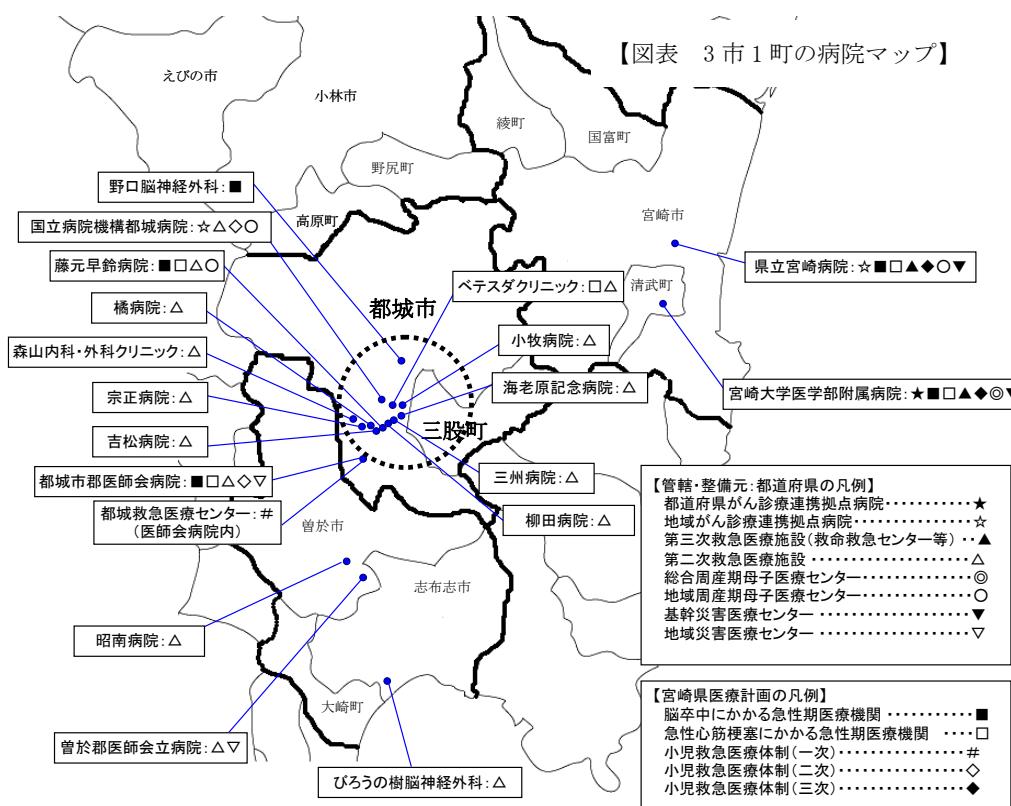
1. 圏域の現状

(1) 将来推計患者数の推移

少子化により、将来人口は減少するが、75歳以上の人囗構成比が高くなることから、外来患者・入院患者は都城北諸県医療圏では、平成42年度まで、曾於保健医療圏でも平成27年度までは増加すると予測される。



(2) 医療供給状況



- ・圏域内における医療施設・医療機能が偏在している。
- ・曾於保健医療圏では、深夜帯には二次小児救急における入院体制がなく、鹿児島県保健医療計画でも都城北諸県医療圏との連携が必要だとしている。
- ・10万人対医師数（都城北諸県医療圏 183.0 人、曾於保健医療圏 120.4 人、全国 217.5 人）
- ・圏域内では電子カルテやオーダリングシステムの導入等の医療情報化が進んでいない。

(3) 災害医療・広域救急搬送

- ・都城市郡医師会病院及び曾於郡医師会立病院は、各医療圏の地域災害医療センターに指定されている。
- ・都城市郡医師会病院の設立した都城DMA Tは、現在活動を限定している。
- ・平成 20 年の都城市消防局と大隅曾於地区消防組合管内の救急患者数 9,720 人のうち 22.7%は、都城救急医療センターと都城市郡医師会病院に搬送されている。

2. 圏域における課題

(1) 医師不足に伴う救急医療・一般医療への影響

- ・高齢化に伴い入院患者数は増加すると考えられ、さらに循環器疾患の割合が高く、救急医療の充実が求められる。
- ・医師不足は顕著で、救急医療はもちろん、小児科や産科など二次医療圏や県境を越えた広域的な対応のできる連携体制の構築が求められている。

(2) 救急医療施設・機能の偏在

- ・都城北諸県医療圏に脳外科・循環器科・小児科・産科などが集中している。
- ・都城北諸県医療圏内においても小児科と周産期との連携が必要である。
- ・救急医療施設を効率的に稼働させるため、関連クリニック等との連携も重要である。
- ・機能分担を踏まえた広域救急医療体制構築のための医療情報化の推進が必要である。

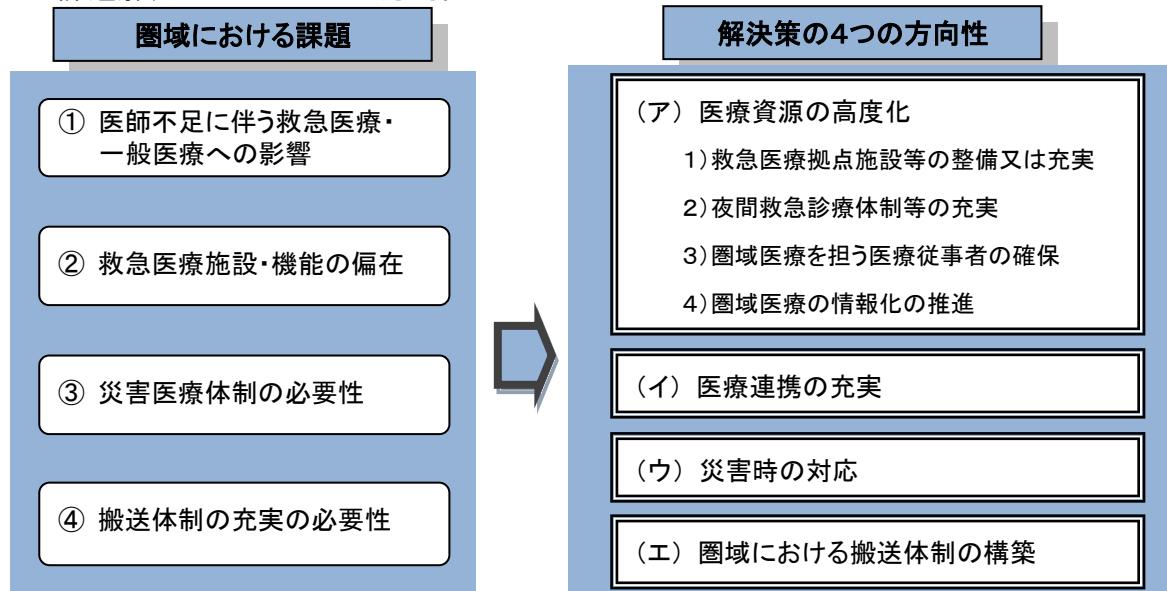
(3) 災害医療体制充実の必要性

- ・地域災害医療センターにふさわしい体制の整備が重要である。
- ・救命率の向上と災害への対応に救急救命士の確保、DMA Tの再編が重要である。

(4) 救急搬送体制の充実の必要性

- ・大規模災害や感染症発生時に対応できる広域的な救急搬送体制の構築と救急搬送の効率化が必要である。

3. 課題解決のための4つの方向性



第4章－1 生活機能の強化に係る政策分野（教育・文化）

1. 圏域の現状

(1) 学校

- ・高等教育機関は全て都城市への立地となっている。
- ・圏域の小中学校の児童・生徒数は平成15年に比べ、4,283人減少しており、少子化の影響で今後も減少する見込みである。

表1 学校の立地状況

単位：校

	都城市	三股町	曾於市	志布志市
小学校	37	6	20	17
中学校	19	1	6	7
高等学校	8	1	3	2
高等教育機関	2	0	0	0

※高等教育機関は大学、高等専門学校

表2 小中学校児童・生徒数の推移

単位：人

	小学校			中学校		
	H15	H20	H23	H15	H20	H23
都城市	10,869	9,978	9,524	5,415	5,415	4,814
三股町	1,902	1,719	1,632	991	927	853
曾於市	2,465	2,029	1,727	1,455	1,188	1,032
志布志市	2,229	1,912	1,829	1,296	1,022	928
合計	17,465	15,638	14,712	9,157	8,552	7,627

(2) 文化・スポーツ施設

- ・文化施設は都城市に7施設、その他の市町では3～9施設の立地となっている。
- ・スポーツ施設は、都城市に82施設、その他の市町では13～26施設となっており、50mプールは曾於市ののみの設置となっている。

表3 文化・スポーツ施設の立地状況

単位：施設

	都城市	三股町	曾於市	志布志市
図書館	2	1	3	1
美術館	1	0	0	0
資料館等	4	1	3	2
文化ホール	2	1	3	2
スポーツ施設	82	26	21	13

(3) 伝統芸能活動

歴史的に強いつながりをもつ本圏域は島津の歴史を伝える六月灯、オネッコ（鬼火焚き）、弥五郎どんまつりなど共通する伝統行事のほか、俵踊り、棒踊り、奴踊りなど数多くの民俗芸能も残っている。

表4 民俗芸能保存会団体数

単位：団体

	都城市	三股町	曾於市	志布志市
俵踊り	7	1	2	1
棒踊り	13	9	1	8
奴踊り	14	9	1	2

都城市生活文化課調べ

2. 圏域における課題

(1) 少子化による地域力の低下

・圏域の各市町においては、少子化が進む中で、児童・生徒数の減少による地域力の低下などの課題が生じている。

(2) 地域資源の価値の見直し

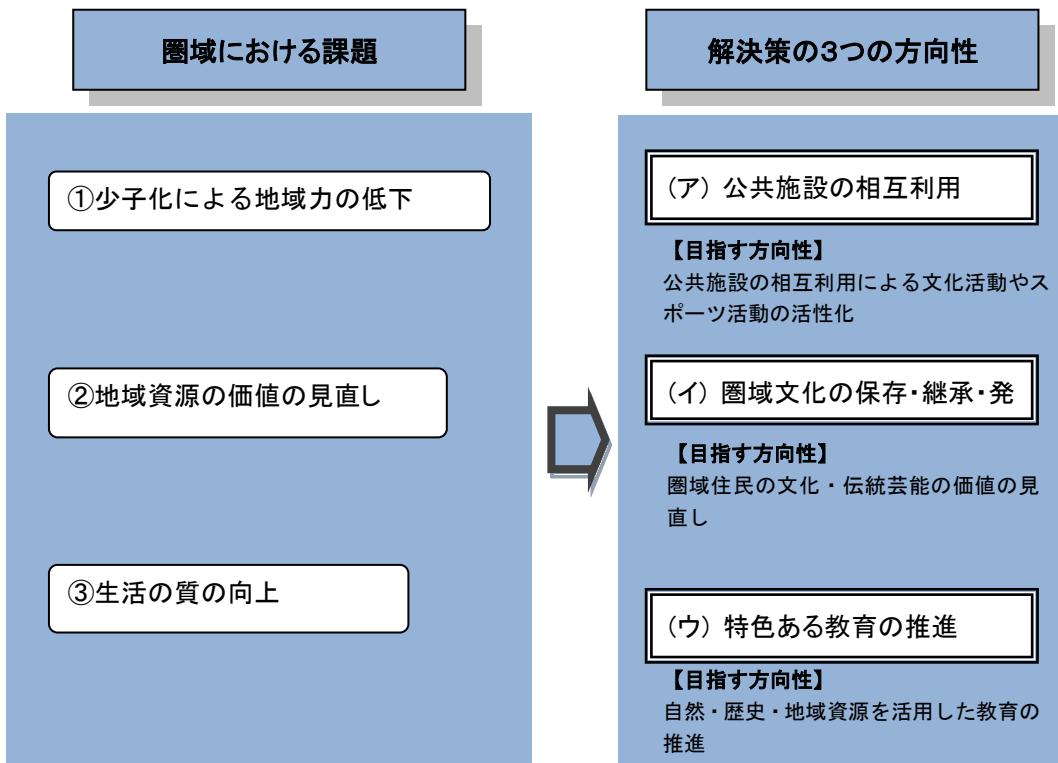
・圏域は豊かな自然と歴史などの地域資源があるが、地域住民自身がその価値に気づいていない。

・歴史的に強いつながりをもつ本圏域はたくさんの民俗芸能、文化が残っているが、それらを継承するためにも将来を担う子供たちの地域愛を育むことが課題である。

(3) 生活の質の向上

・圏域には自治体毎にたくさんの文化・スポーツ施設があるが、各自治体の立地施設や学習・スポーツ等、自己実現のための諸活動の機会に差異があり、これらの機会を圏域全体で共有することで、心豊かな暮らしを享受できる環境の形成が課題である。

3. 課題解決のための3つの方向性



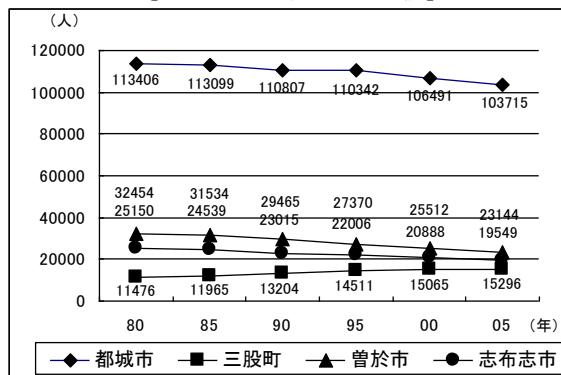
第4章－2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（含む産業振興）

1. 圏域の現状

(1) 人口動態

- ・人口推移は、三股町が増加している以外、総じて人口減少基調にある（都城市は微減）。
- ・65歳以上の高齢者は、各市町とも大幅に増加しているが、0-14歳の若年者及び15-64歳の生産年齢人口は、三股町を除いて減少している。

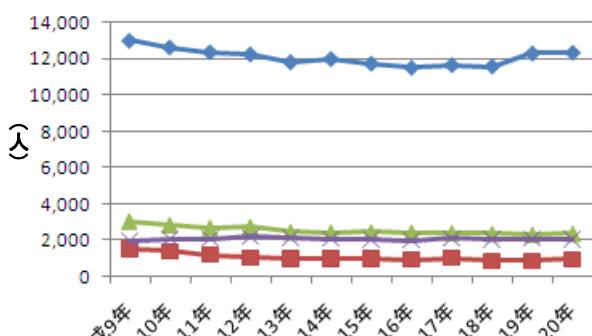
【図表 生産年齢人口推移】



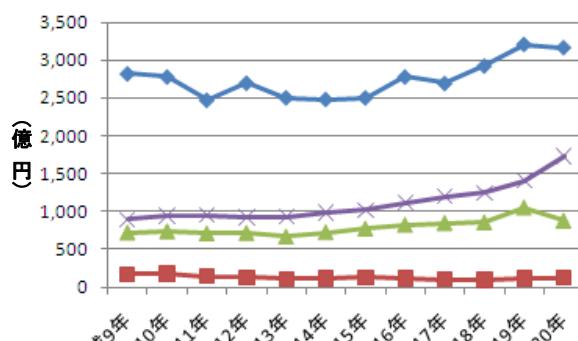
(2) 地域経済の状況

- ・工業統計の従業者数をみると総体的に減少傾向にある。（志布志市は横這い）
- ・製造品出荷額等は、都城市と志布志市が増加傾向、三股町は減少、曾於市が横這い
- ・都城圏域は日本有数の食料供給基地であり、志布志港における外貿の取扱貨物量の約8割が畜産飼料用穀物類である。
- ・志布志港は、税関、入国管理、検疫機能を備えた九州唯一の中核国際港湾として、さらに、日本有数の農畜産地帯への飼料供給基地として発展しているが、外貿に関しては、総額は伸びているものの輸入超過という状況にある。

【図表 従業者数（工業）】



【図表 製造品出荷額等】



出典：工業統計

(3) 生活サービス（特に交通サービス）の状況

- ・人口100人当たりの自動車保有台数が全国平均を大きく上回り、自動車に強く依存し

ている。

- ・都城市内に大型小売店舗、医療施設及び高等教育機関が集積し、利用動向も集中している。

(4) 集客・交流サービスの状況

- ・圏域の観光は、スポーツキャンプ・合宿の受入は好調である。
- ・県内客の割合が高いため、県外客をも惹きつける魅力づくりが求められている。

2. 圏域における課題

(1) 少子・高齢化の進展と人口減少

- ・少子・高齢化に伴う人口減少が進展し、圏域の地域経済全体が収縮している。

(2) 生産年齢人口の減少による生産性の低下

- ・生産年齢人口の減少が産業分野での生産性の低下を招いているため、生産年齢人口を中心とする雇用創出が大きな課題である。

(3) 地域経済の停滞

- ・平成20年秋の世界同時不況のあおりを受け、圏域全体の地域経済が停滞していたが、加えて、平成22年春～夏の口蹄疫発生と7月の集中豪雨による水害、さらに平成23年1月の新燃岳噴火により、地域経済全体が深刻な被害を受け、その復興が大きな課題となっている。

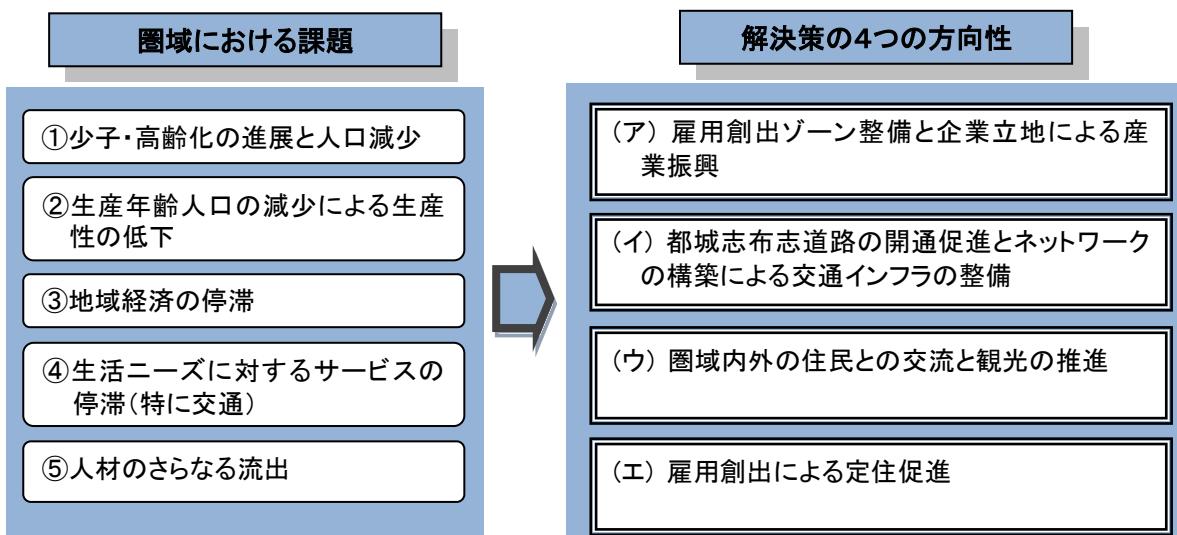
(4) 生活ニーズに対するサービスの停滞（特に交通サービスについて）

- ・連携を促進する交通アクセス網の整備が進まず、幹線道路では交通混雑が深刻化している。
- ・都城市と曾於市間の大動脈である国道10号は災害に弱い一面を持つ。

(5) 人材のさらなる流出

- ・上記の(1)～(4)が、人材のさらなる流出、人口減少を招くおそれがある。

3. 課題解決のための4つの方向性



第4章－3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1. 圏域の現状

(1) 行政人材の育成状況

各市町とも内部及び外部の研修機関を活用して、階層別研修や法令実務研修のほか、企画力・創造力開発研修、公共マーケティング研修、ファシリテータースキル研修などの個別研修等を実施している。

(2) NPO法人や市民団体等の地域活動団体の活動状況

都城市：福祉分野、子育て、環境、歴史文化、スポーツ等を主たる活動分野とするNPO法人があり、観光ボランティアの団体も活動している。また、新たな住民自治組織となる「まちづくり協議会」の設置を進めているほか、市職員や地域活動団体向けの講座開催等の官民協働を推進する取組を行っている。

三股町：福祉分野を主たる活動分野としているNPO法人があり、地域づくり事業を推進する団体への補助金交付を行う「がんばる地域応援事業」を実施している。

曾於市：福祉、医療、教育などを主たる活動分野としているNPO法人があり、公民館活動の活性化を目的とした補助金交付を行う「『曾於元気だそお』ふるさと事業」を実施している。

志布志市：地域FM事業を行うNPO法人のほか、地域活性化に向けた提言活動を行うまちづくりNPO法人等があり、地域活動団体の連絡協議会設置、地区公民館を単位とする「ふるさと委員会」の設置と補助金の交付、地域活動団体が実施する事業への補助金交付を行う「共生・協働・自立推進事業」を実施している。

(3) 民間人材の活動状況及び人材育成・活動支援施策

各市町では、官民連携や民間側の取組において、異業種連携や地域ブランドの推進、イベント開催や地域資源活用による地域活性化等の取組を行っている。

都城北諸県圏域（都城市及び三股町）では財団法人都城圏域地場産業振興センターを設置し、地場産業の振興事業を実施している。

① 異業種連携・地域ブランドの推進

財団法人都城圏域地場産業センター（都城市・三股町）、霧島工業クラブ（都城市）、異業種連携事業（三股町）、曾於市ブランド確立推進事業（曾於市）

② イベント開催や地域資源活用による地域活性化

都城盆地博覧会「ボンパク」（都城市）、霧島ジオパーク（都城市・曾於市）、志布志湾岸エリア活性化協議会（志布志市）、大隅の國やっちゃん松山藩（志布志市）

2. 圏域における課題

(1) 行政人材の育成

- ・圏域内の各自治体が有する地域資源を相互に連携させ、一体的な魅力ある地域づくりを支える行政人材の育成が必要である。
- ・事務事業等の効率化や高度化など、地域課題解決方策の立案能力を強化する必要がある。
- ・新たな連携施策を立案する柔軟な発想力や課題にチャレンジする実行力を強化する必要がある。

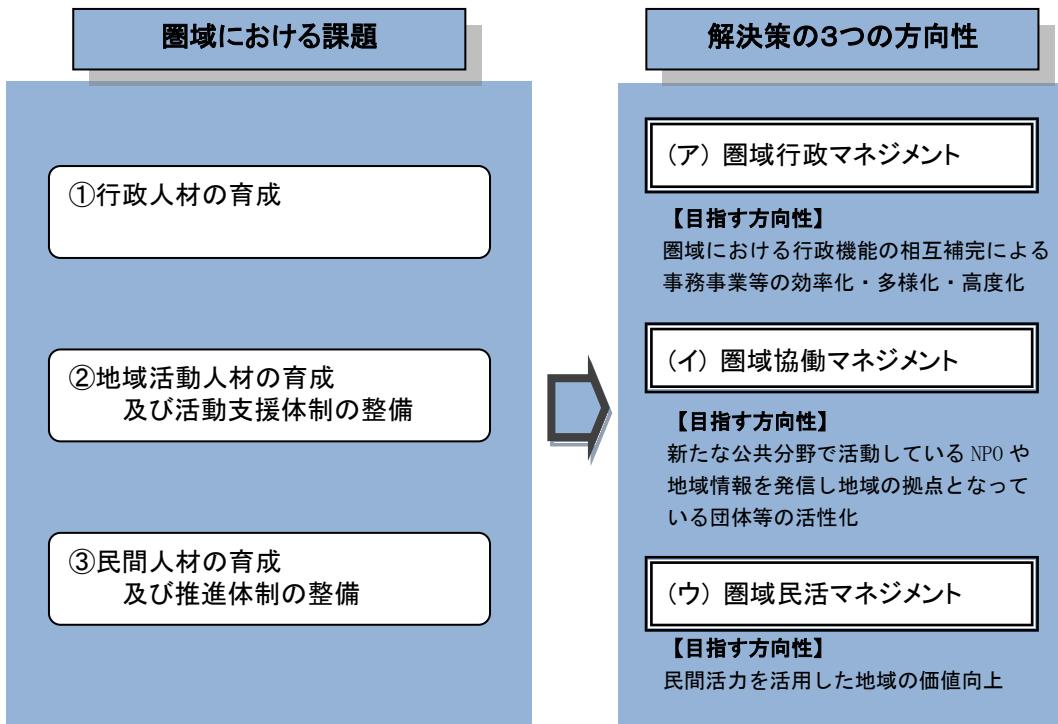
(2) 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

- ・多様な分野における市民活動団体やNPO法人等、多数の団体の継続・発展やネットワーク化を促す取組を行う。
- ・自治体と協働し、新たなサービスを実施する団体の発掘・育成及び活動の継続・発展を促す取組を行う。
- ・住民生活に直結する多様な地域課題に対応するためにも、地域住民の結束と自ら考え自ら解決する仕組みづくり・体制づくりを行う。

(3) 民間人材の育成及び推進体制の整備

- ・知識・経験、技能を有した活動意欲の高い人材の発掘・育成を図る。
- ・民間活動人材や地元企業、NPO法人等の連携による、相互の強みを活かした地域資源の発掘・活用など地域の魅力による地域価値の向上を図る。

3. 課題解決のための3つの方向性



第5章 都城広域定住自立圏の将来像

— 集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏 —

【将来像】

歴史的・経済的に深いつながりを持つ都城広域定住自立圏は、互いの地域資源を活用した広域的かつ広範な連携により、高次の都市機能と環境や地域コミュニティが融合した、少子高齢・人口減少社会に対応可能な『集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏』の実現を目指す。



【将来像実現のための施策の実施】

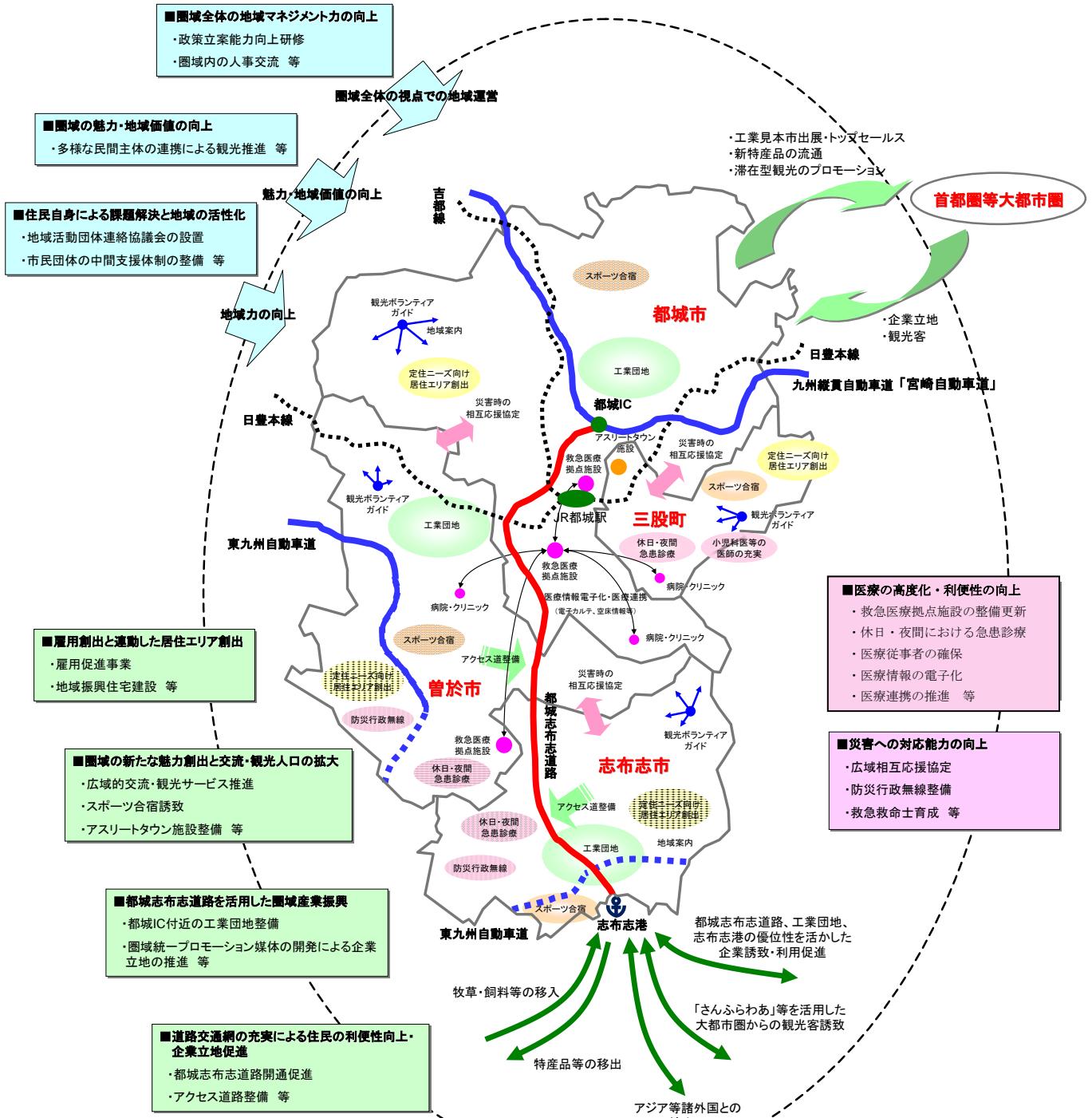
- 事業実施（実施すべき事業は、第6章に記載）
- 毎年度の事業の見直し



【事業実施により形成される圏域のイメージ】

そこでは、広域かつ広範な地域資源の連携により、多様化・高度化する救急医療ニーズにも対応できる救急医療提供体制が構築されるとともに、圏域を縦に繋ぐ都城志布志道路や圏域の海外戦略にも不可欠な志布志港の整備推進に伴う産業の振興など、高次の都市機能が形成されている。また、豊かな自然や歴史にも育まれ、高齢者はもとより子育て世代の若者まで安心して暮らしている。さらに、行政とNPOや民間活動団体、或いは団体相互の交流・連携も定住自立圏構想の推進とともに深化し、新たな連携による施策も次々と展開していく。

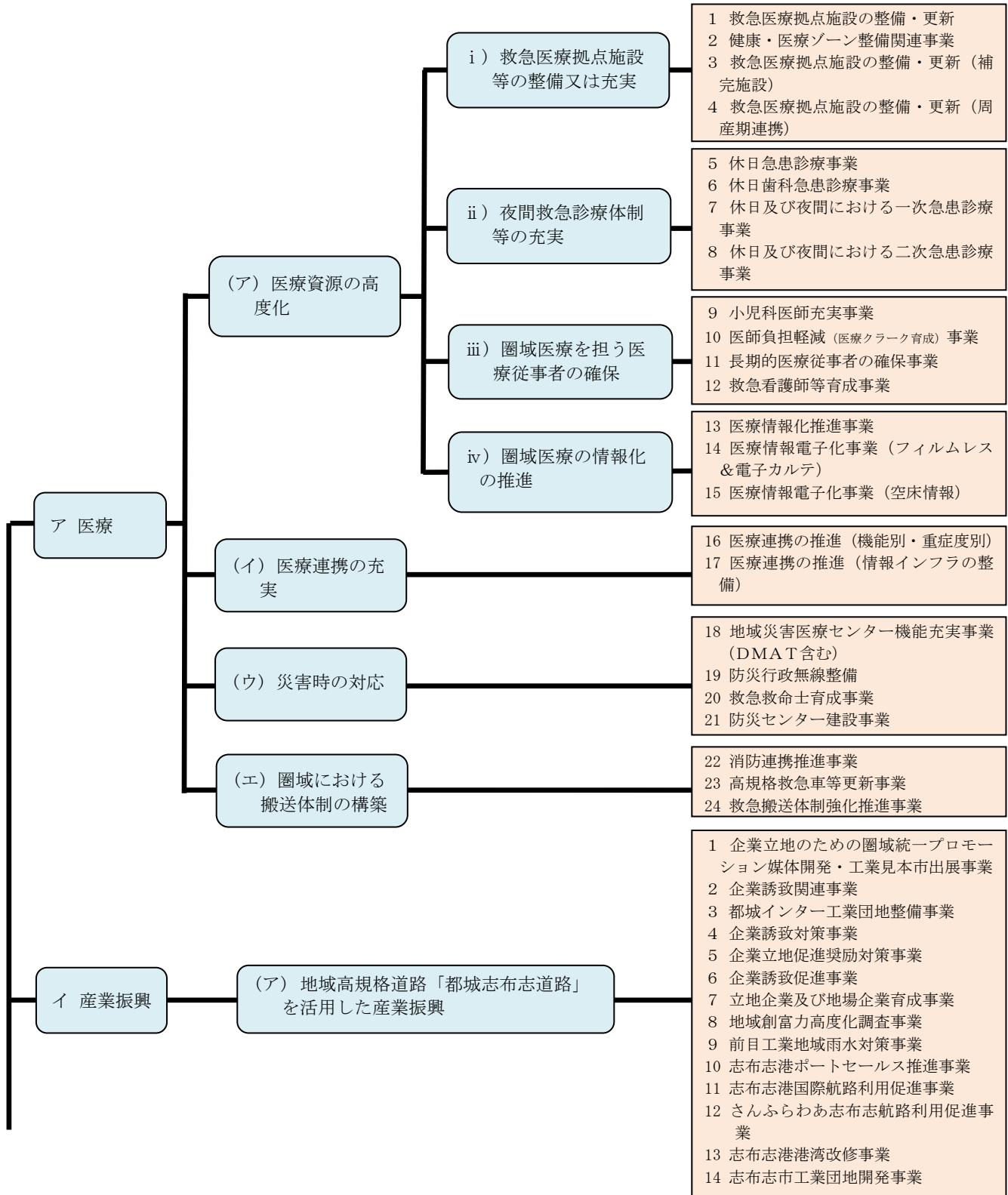
【図表 将来像を実現するための施策の実施により形成される圏域イメージ】

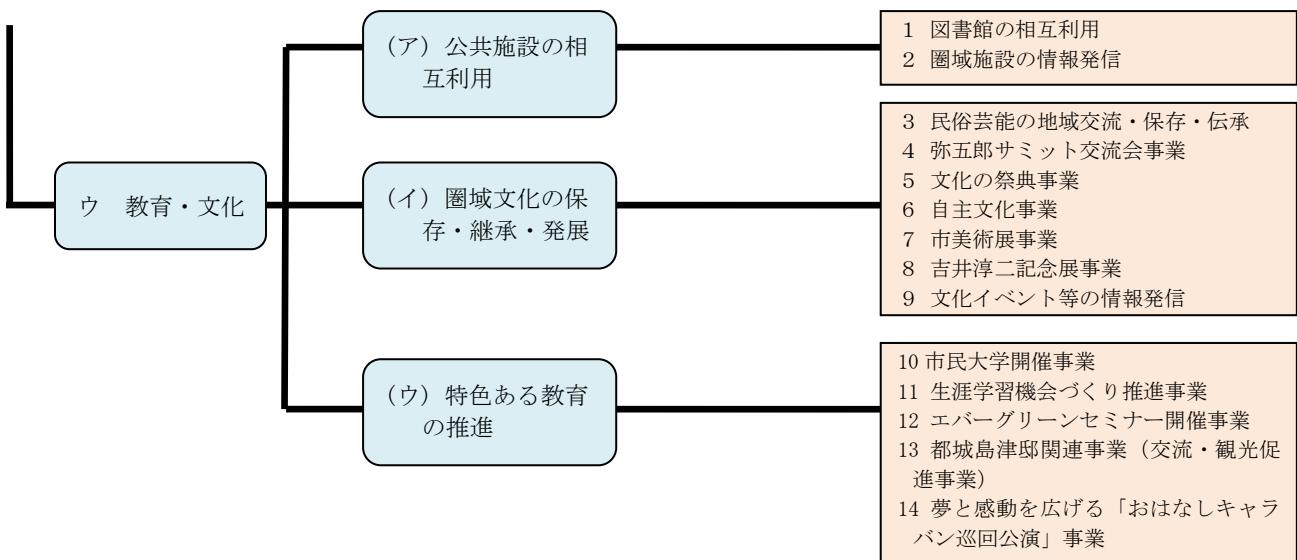


第6章 政策分野別の事業計画

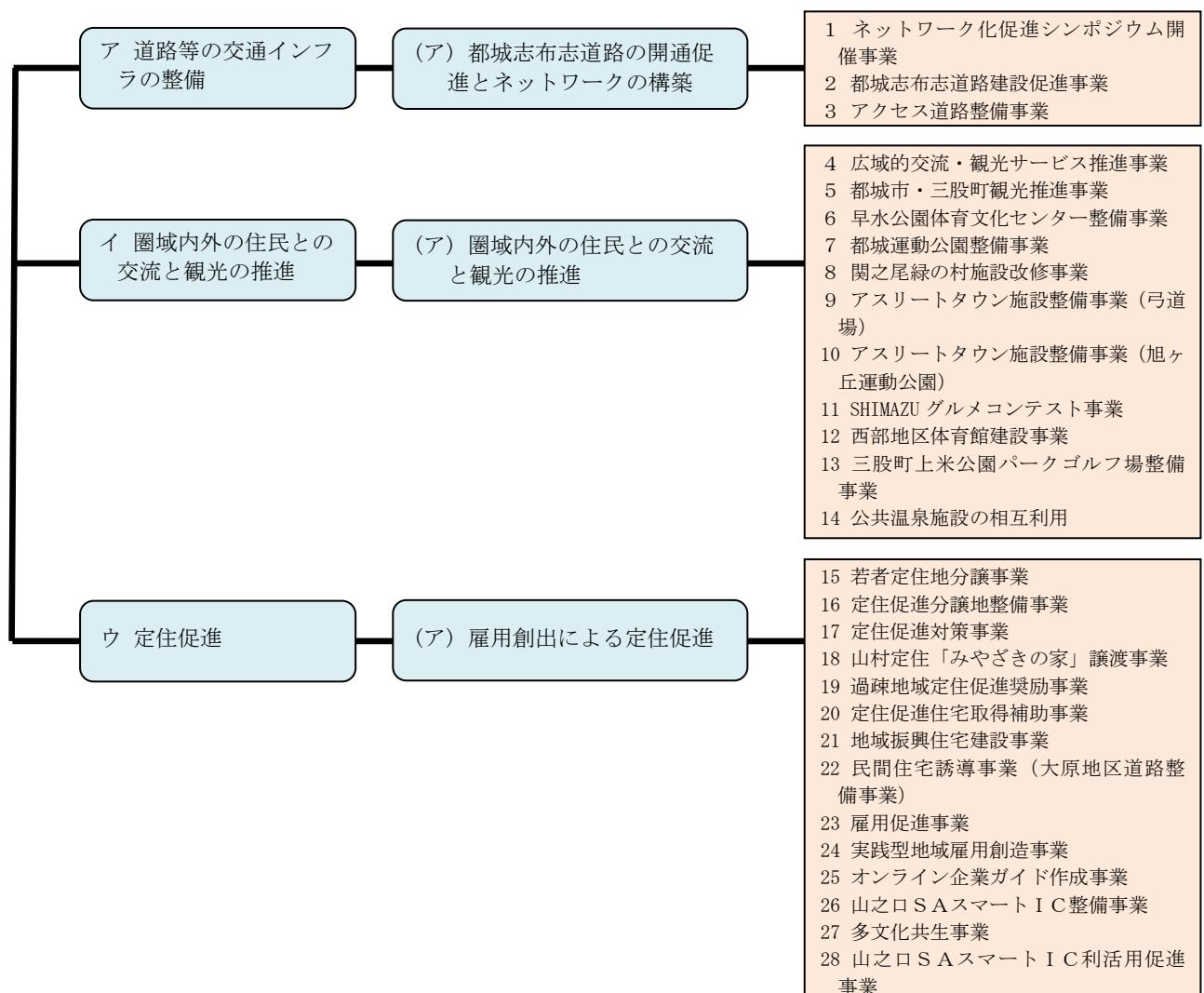
第6章－1 都城広域定住自立圏共生ビジョンの体系

1. 生活機能の強化に係る政策分野

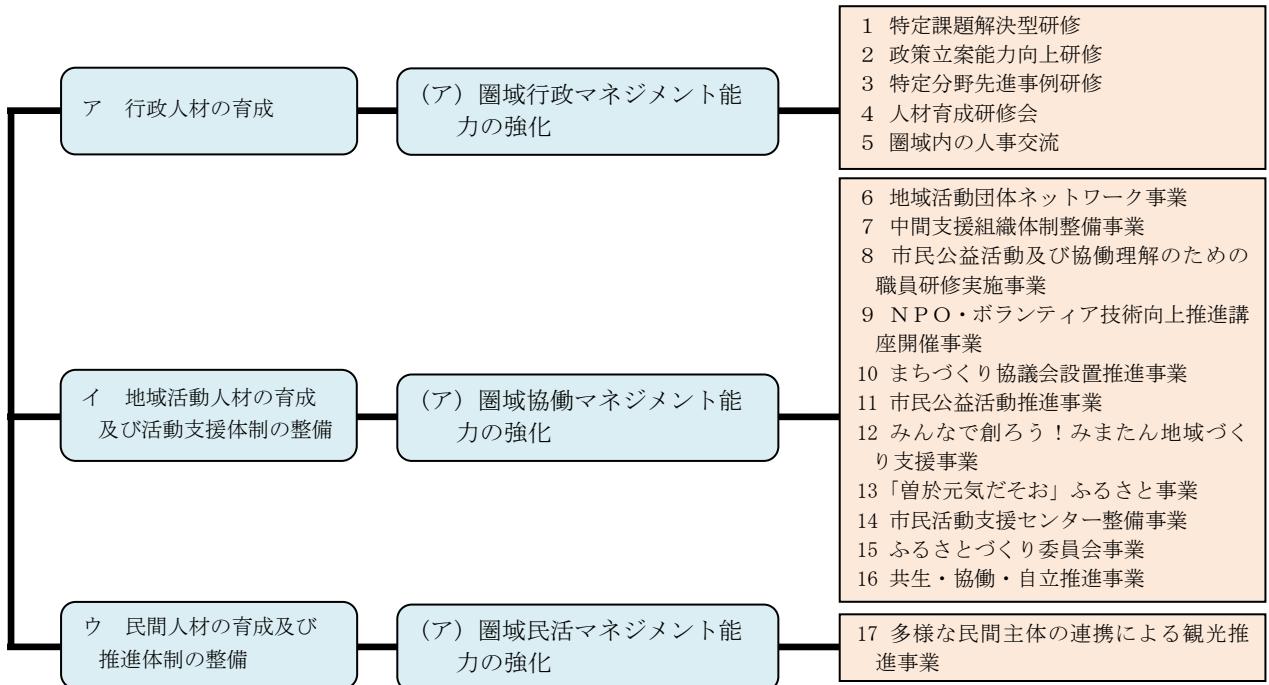




2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野



3. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野



第6章－2 生活機能の強化に係る政策分野の事業計画

1. 医療

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療		
協定の内容	(ア) 医療資源の高度化 i) 救急医療拠点施設等の整備又は充実	
	取組の内容 圏域において必要な救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設等の整備又は充実を図る。	
	都城市（甲）の役割 圏域において必要な救急医療提供体制を構築するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の整備又は充実を図る。	
	関係市町（乙）の役割 甲の行う救急医療拠点施設の整備充実については、甲と協議の上これを支援する。（三股町） 救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。（曾於市・志布志市）	
実施事業	事業No.	事業名
	1	救急医療拠点施設の整備・更新
	2	健康・医療ゾーン整備関連事業
	3	救急医療拠点施設の整備・更新（補完施設）
	4	救急医療拠点施設の整備・更新（周産期連携）
事業の実施により期待される効果		
圏域の救急医療拠点施設（都城市郡医師会病院、都城救急医療センター及び都城健康サービスセンター）の整備更新により、施設の高度化と高度医療機器の共同利用等の推進が図られ、圏域の医療水準が向上するとともに、医師にとつても魅力ある施設となることで、医師確保がより円滑に行われる。 また、曾於郡医師会立病院や都城病院の整備により圏域の救急医療の拠点施設の一体的な高度化も図られ、連携機能の強化も図られる。		

事業No.	1	事業名	救急医療拠点施設の整備・更新	実施主体	都城市、三股町、都城市北諸県郡医師会		
事業概要			役割分担				
圏域の救急医療拠点施設である都城市郡医師会病院、都城救急医療センター及び都城健康サービスセンターについて、圏域の救急医療拠点としてふさわしい整備を行う。			都城市は都城市北諸県郡医師会と連携して事業を進め、三股町は都城市と協議の上それを支援する。				
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		7,127,037	7,323	176,377	277,283	1,525,838	5,140,216
特定財源	合併特例事業債（都城市）、地域活性化事業債（三股町）、地域医療再生基金（都城市北諸県郡医師会）						

事業No.	2	事業名	健康・医療ゾーン整備関連事業	実施主体	都城市	
事業概要			役割分担			
健康・医療ゾーンの基本構想・基本計画の策定委託料等			都城市は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		8,142	8,142	0	0	0
特定財源						

事業No.	3	事業名	救急医療拠点施設の整備・更新（補完施設）		実施主体	曾於郡医師会
事業概要				役割分担		
補完施設（曾於郡医師会立病院）の整備充実のために、医療資源の情報化を進めるとともに、医療機器・施設の整備を行う。 ・フィルムレス化（平成23年度） ・超音波検査機器の更新等				曾於郡医師会は救急医療の補完施設としてふさわしい施設整備を行う。		
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	49,945	12,250	37,695	0	0	0
特定財源	共同利用施設整備補助金、広域救急医療整備事業補助金					

事業No.	4	事業名	救急医療拠点施設の整備・更新（周産期連携）		実施主体	国立病院機構都城病院
事業概要				役割分担		
周産期医療の中核を担う病院として情報化の推進を図るとともに、周産期医療の機能強化により、さらなる医療レベルの向上を図る。 ・手術室・中材整備 ・周産期情報システム整備				国立病院機構都城病院は、周産期医療の拠点施設としてふさわしい施設整備を行う。		
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	749,965	13,520	736,445	0	0	0
特定財源	地域医療再生基金					

(1) 生活機能の強化に係る政策分野		ア 医療
(ア) 医療資源の高度化		ii) 夜間救急診療体制等の充実
協定の内容	取組の内容 夜間救急診療体制等を維持するとともにその充実を図る。	
	都城市（甲）の役割 甲の行う休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を維持するものとする。（下線部は三股町のみ）	
	関係市町（乙）の役割 甲の維持する休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を支援するため、受益に応じた経費を負担する。（三股町） 甲の維持する休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を支援するため、受益に応じた経費を負担する。（曾於市・志布志市）	
実施事業	事業No.	事業名
	5	休日急患診療事業
	6	休日歯科急患診療事業
	7	休日及び夜間における一次急患診療事業
	8	休日及び夜間における二次急患診療事業
事業の実施により期待される効果 複合的な救急診療事業により圏域における 24 時間 365 日切れ目のない救急医療体制を維持することで、圏域の住民が安心して暮らしていくための医療サービスを提供することができる。		

事業No.	5	事業名	休日急患診療事業	実施主体	都城市
事業概要 休日急患診療事業を都城市北諸県郡医師会に委託して実施する。			役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は受益に応じた負担金を都城市に支払う。		
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	114,922	22,361	22,512	23,053	23,071
特定財源	休日急患診療事業費負担金（関係市町負担金：三股町、曾於市、志布志市）、過疎対策事業債（曾於市 平成 23 年度まで）				

事業No.	6	事業名	休日歯科急患診療事業	実施主体	都城市
事業概要 休日歯科急患診療事業を都城市北諸県郡歯科医師会に委託して実施する。			役割分担 都城市は事業を実施し、三股町は受益に応じた負担金を都城市に支払う。		
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	12,670	2,466	2,460	2,525	2,594
特定財源	歯科休日急患診療事業費負担金（関係市町負担金：三股町）				

事業No.	7	事業名	休日及び夜間における一次急患診療事業		実施主体	都城市
事業概要 都城救急医療センターにおける休日及び夜間の一次急患診療事業を都城市北諸県郡医師会に委託して実施する。				役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は受益に応じた負担金を都城市に支払う。		
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		1,340,964	255,020	260,096	273,338	267,744
特定財源	救急医療施設等事業費負担金（関係市町負担金：三股町、曾於市、志布志市）、過疎対策事業債（曾於市 平成 23 年度まで）					

事業No.	8	事業名	休日及び夜間における二次急患診療事業		実施主体	都城市
事業概要 休日及び夜間における二次急患診療事業を実施するため、都城市北諸県郡医師会に病院群輪番制補助金を交付する。				役割分担 都城市は補助金を支払い、関係市町は受益に応じた負担金を都城市に支払う。		
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		392,502	82,621	82,414	82,412	72,341
特定財源	救急医療施設等事業費負担金（関係市町負担金：三股町、曾於市、志布志市）、過疎対策事業債（曾於市）					

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療	
(ア) 医療資源の高度化 ⅲ) 圏域医療を担う医療従事者の確保	
協定の内容	取組の内容 関係機関と連携して、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。
	都城市（甲）の役割 関係機関と連携して、救急医療拠点施設における医療従事者の確保対策に取り組むとともに、長期的な医療従事者の育成を図る。
	関係市町（乙）の役割 甲の実施する医療従事者の確保対策に協力する。（三股町） 甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。（曾於市・志布志市）
実施事業	事業No. 事業名
	9 小児科医師充実事業
	10 医師負担軽減（医療クラーク育成）事業
	11 長期的医療従事者の確保事業
	12 救急看護師等育成事業
事業の実施により期待される効果 小児科医師の確保による小児医療の充実により、宮崎・鹿児島両県の医療計画の求める小児救急医療提供体制が構築できる。また、医療クラークの導入による医師の負担の軽減で医師の定着を図り、災害支援看護師の育成により圏域の救急医療のレベルアップを図ることで、圏域の医療機能確保に必要となる医療従事者の確保が図られる。	

事業No.	9	事業名	小児科医師充実事業		実施主体	都城市北諸県郡医師会
事業概要 圏域において不足する小児科部門を充実させ、より高度の小児医療の提供ができる体制を、救急医療拠点施設の整備に併せ整える。 ・小児科医 3 名の増			役割分担 都城市北諸県郡医師会は大学病院と連携して小児科医師の確保を図る。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	146	0	0	146	0	0
特定財源						

事業No.	10	事業名	医師負担軽減（医療クラーク育成）事業		実施主体	都城市北諸県郡医師会
事業概要 都城市郡医師会病院に 2 名の医療クラークを育成することにより、医師の負担を軽減する。 ・平成 22 年度 1 名 ・平成 23 年度 1 名			役割分担 都城市北諸県郡医師会は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	1,090	320	214	556	0	0
特定財源	広域救急医療整備事業補助金					

事業No.	11	事業名	長期的医療従事者の確保事業			実施主体	都城市北諸県郡医師会
事業概要				役割分担			
中高生等に対する職業（医師、看護師等）としての医療を体験してもらい、その素晴らしさを伝え、長期的な視点からの医療従事者の確保を図る。 ・講演会、視察研修の実施				都城市北諸県郡医師会は事業を実施し、都城市及び関係市町はその実施に協力する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	405	201	204	0	0	0	
特定財源	広域救急医療整備事業補助金						

事業No.	12	事業名	救急看護師等育成事業			実施主体	都城市北諸県郡医師会
事業概要				役割分担			
災害支援看護師を育成するため、都城・北諸地区の災害看護推進委員会を中心とした災害時の適切な看護のための研修等を実施し、災害看護師教育備品等の整備も併せて行う。2年目以降はより広域的な研修活動に移行する。				都城市北諸県郡医師会は推進組織の整備を行い、事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	4,538	4,088	150	100	100	100	
特定財源	広域救急医療整備事業補助金						

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療	
(ア) 医療資源の高度化 iv) 圏域医療の情報化の推進	
協定内容	取組の内容 関係機関と連携して、圏域で必要となる医療機能の確保、医療連携の確立、圏域住民への医療サービスの向上に資するために医療情報の電子化及びそれに対応した医療機器の整備又は高度化を図る。
	都城市（甲）の役割 関係機関と連携して、救急医療拠点施設における医療情報の電子化及びそれに対応した医療機器の整備又は高度化による医療機関相互の医療情報連携を進める。
	関係市町（乙）の役割 関係機関と協力して、甲の実施する医療情報の電子化との連携を進める。（全関係市町）
実施事業	事業No. 事 業 名
	13 医療情報化推進事業
	14 医療情報電子化事業（フィルムレス&電子カルテ）
	15 医療情報電子化事業（空床情報）
事業の実施により期待される効果 救急医療拠点施設の医療情報化推進により圏域における医療の高度化と効率化が図られるとともに、医療ネットワークの構築が可能となる。また、夜間における空きベッドや医師等の情報を電子化することにより、効率的な搬送と迅速な医療行為の実施が可能となり、救急搬送における救命率の向上が図られる。	

事業No.	13	事業名	医療情報化推進事業		実施主体	都城市北諸県郡医師会
事業概要 救急医療拠点施設における電子カルテ等の医療情報化を効率的に推進するための検討を行う。 ・検討委員会 ・電子カルテ導入支援等				役割分担 都城市北諸県郡医師会は検討組織を立ち上げ、情報化の推進を図る。		
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	16,224	10,894	5,330	0	0	0
特定財源	広域救急医療整備事業補助金					

事業No.	14	事業名	医療情報電子化事業（フィルムレス&電子カルテ）		実施主体	都城市北諸県郡医師会
事業概要 フィルムレス化による読影環境の高度化と電子カルテの導入による圏域病院やクリニックとの連携強化を図る。 ・フィルムレス化（平成 22 年度） ・電子カルテ（平成 23～24 年度）				役割分担 都城市北諸県郡医師会は広域的な視点から、事業を実施する。		
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	449,447	86,903	212,271	150,273	0	0
特定財源	広域救急医療整備事業補助金、地域医療再生基金					

事業No.	15	事業名	医療情報電子化事業（空床情報）		実施主体	都城市北諸県郡医師会			
事業概要				役割分担					
夜間における空床・医師の情報の共有化システムの構築により、夜間救急時の受入体制の効率化を図る。 ・空きベッド情報管理システム導入事業				都城市北諸県郡医師会は検討委員会での検討結果を踏まえ事業を実施する。					
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度			
特定財源									

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療	
(イ) 医療連携の充実	
協定の内容	取組の内容 多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設を始めとする医療機関や関係機関との連携体制を強化する。
	都城市（甲）の役割 救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、関係機関とともに医療連携体制を構築する。
	関係市町（乙）の役割 甲が行う医療連携体制の構築に協力する。（全関係市町）
実施事業	事業No. 事 業 名
	16 医療連携の推進（機能別・重症度別）
事業の実施により期待される効果	17 医療連携の推進（情報インフラの整備）
	圏域における医療ネットワークの構築に必要となる情報通信基盤の整備を行うとともに、関係機関による医療連携の検討テーブルを設置することにより、幅広い医療連携が可能となり、多様化・高度化する広域の救急医療ニーズに対応することができる。

事業No.	16	事業名	医療連携の推進（機能別・重症度別）		実施主体	都城市北諸県郡医師会
事業概要			役割分担			
都城市北諸県郡医師会及び曾於郡医師会の運営する医師会病院が中心となって医療連携の推進を図り、関係機関、管内医療機関へと徐々に拡大していく。また、災害時における広域相互応援協定についても検討を行う。			都城市北諸県郡医師会は検討組織を立ち上げ、関係機関との緊密な連携を図る。その他の関係機関はこれに協力する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定財源	227					0
広域救急医療整備事業補助金					0	

事業No.	17	事業名	医療連携の推進（情報インフラの整備）		実施主体	志布志市
事業概要			役割分担			
地域間の情報格差是正及び高度情報化に対応するため、市内全域に光ファイバー回線による情報通信基盤の整備を行う。			志布志市は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定財源	4,317,885					0
地域情報通信基盤整備推進交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金					0	

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療（広域救急医療）											
(ウ) 災害時の対応											
協定の内容	<p>取組の内容 関係機関と連携して、圏域内における災害や感染症等に対応する地域災害医療センター（以下「地域災害医療センター」という。）の機能を確保しつつ、相互連携を構築する。</p> <p>都城市（甲）の役割</p> <p>関係機関と連携して、災害派遣医療チームの編成や感染症等への対応など、甲及び乙の区域の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。 計画的な救急救命士の育成を行う。（下線部は三股町のみ）</p> <p>関係市町（乙）の役割</p> <p>甲とともに甲及び乙の区域の地域災害医療センターの充実に協力し、圏域内の災害等に備えた相互応援体制を構築する。 甲の行う救急救命士の育成について協力する。（三股町） 関係機関と連携して、乙の区域の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、甲と協力して圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。 大隅曾於地区消防組合と連携して、計画的な救急救命士の育成を行う。（曾於市・志布志市）</p>										
実施事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業No.</th><th>事業名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td><td>地域災害医療センター機能充実事業（DMAT含む）</td></tr> <tr> <td>19</td><td>防災行政無線整備</td></tr> <tr> <td>20</td><td>救急救命士育成事業</td></tr> <tr> <td>21</td><td>防災センター建設事業</td></tr> </tbody> </table>	事業No.	事業名	18	地域災害医療センター機能充実事業（DMAT含む）	19	防災行政無線整備	20	救急救命士育成事業	21	防災センター建設事業
事業No.	事業名										
18	地域災害医療センター機能充実事業（DMAT含む）										
19	防災行政無線整備										
20	救急救命士育成事業										
21	防災センター建設事業										
事業の実施により期待される効果 地域災害医療センターの機能充実により、災害時のより高度でスムーズな対応が可能になるとともに、年次計画的な救急救命士の育成により高度な知識・技術にもとづいた救命措置による救命率の向上が期待できる。また、防災行政無線整備と防災センター建設により、圏域の災害への対応能力の向上が図られる。											

事業No.	18	事業名	地域災害医療センター機能充実事業（DMAT含む）	実施主体	都城市北諸県郡医師会
事業概要 DMATの再編や感染症も含めた対応など地域災害医療センターにふさわしい機能の充実を図る。 ・ DMAT備品購入（平成22年度） ・ 災害拠点用備品（エアテントほか）購入（平成23年度）			役割分担 都城市北諸県郡医師会は事業を実施する。		
事業費（千円）	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	11,168	612	10,490	66	0
特定財源 広域救急医療整備事業補助金					

事業No.	19	事業名	防災行政無線整備			実施主体	三股町、曾於市、志布志市
事業概要				役割分担			
防災行政無線のデジタル化等により、情報伝達体制の高度化を図り、災害時に対応できる体制を構築する。					三股町、曾於市、志布志市はそれぞれ事業を実施する。		
(①) 防災行政無線整備事業（三股町）（平成 23～26 年度） ② 防災行政無線整備事業（曾於市）（平成 22 年度） ③ 防災行政無線整備事業（志布志市）（平成 24～26 年度）							
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		1,022,987	13,000	31,395	9,958	522,434	446,200
特定財源	防災対策事業債（①）、緊急防災減災事業債（①、③）、地域活性化事業債（①）、合併特例事業債（②）						

事業No.	20	事業名	救急救命士育成事業			実施主体	都城市、大隅曾於地区消防組合
事業概要				役割分担			
年次計画的に救急救命士を育成し、災害時・救急時に対応できる高度な救命体制を構築する。					都城市と大隅曾於地区消防組合はそれぞれ事業を実施する。		
(①) 都城市（平成 22～26 年度） ② 大隅曾於地区消防組合（平成 22～26 年度）							
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		57,586	12,157	12,027	11,628	10,610	11,164
特定財源							

事業No.	21	事業名	防災センター建設事業			実施主体	曾於市、志布志市
事業概要				役割分担			
災害等対策の中核施設として消防署や自主防災組織の訓練等の機能を持つ防災センターを建設する。					曾於市と志布志市はそれぞれ事業を実施する。		
(①) 曽於市（平成 22～23 年度） ② 志布志市（平成 22～23 年度）							
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		910,089	93,522	816,567	0	0	0
特定財源	合併特例事業債（①、②）						

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療（広域救急医療）

(エ) 圏域における搬送体制の構築

協定の内容	取組の内容 救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害や感染症等の発生に対応できる搬送体制を構築する。	
	都城市（甲）の役割 甲の区域における救急搬送機能を強化するとともに、乙及び大隅曾於地区消防組合と協力して圏域における搬送体制を構築する。また、緊急時の搬送機能を確保するために、救急車の適切な利用等について啓発を行う。（下線部は曾於市及び志布志市ののみ）	
	関係市町（乙）の役割 甲の行う圏域の搬送体制の構築に協力し、救急車の適切な利用等についての啓発を行う。（三股町） 甲及び大隅曾於地区消防組合と連携して圏域の搬送体制を構築するとともに、救急車の適切な利用等についての啓発を行う。（曾於市・志布志市）	
事業の実施により期待される効果 高規格救急車の整備に加え、消防連携の推進による県境を越えたより広域的な搬送体制の構築と患者等搬送事業（民間救急タクシーの利用促進等）による緊急時の救急車確保で、圏域の救急搬送体制が効率化、高度化されることにより、救命率の向上が図られる。		

事業No.	22	事業名	消防連携推進事業	実施主体	全市町、大隅曾於地区消防組合	
事業概要 他の広域相互応援協定と連携を図りつつ、県境を越えた搬送協力体制について検討し、相互の搬送に関する応援協定を締結し、より広域の搬送体制を構築する。				役割分担 都城市は検討組織を立ち上げ、関係機関との緊密な連携を図る。関係市町と大隅曾於地区消防組合はこれに協力する。		
事業費(千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定財源	定住自立圏基金					

事業No.	23	事業名	高規格救急車等更新事業	実施主体	都城市、大隅曾於地区消防組合	
事業概要 より高度な救急搬送機能に対応できるよう高規格救急自動車等を計画的に導入・更新する。 ① 都城市（平成 22～26 年度） ② 大隅曾於地区消防組合 ③ 曾於市、志布志市（平成 23 年度）				役割分担 都城市と大隅曾於地区消防組合はそれぞれ事業を実施する。		
事業費(千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定財源	合併特例事業債（①）、緊急消防援助隊設備整備費補助金（①）、防災基盤整備事業債（①）、消防・防災施設整備事業債（①）、施設整備事業債（②、③）					

事業No.	24	事業名	救急搬送体制強化推進事業		実施主体	都城市
事業概要			役割分担			
患者等搬送事業による患者搬送の推進と適正な救急車の利用についての啓発を行う。 ・患者等搬送事業推進補助事業（平成 22～23 年度） ・救急車適正利用推進事業（平成 22～26 年度）			都城市は事業を実施する。関係市町及び大隅曾於地区消防組合は事業に協力する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	3,445	2,315	815	315	0	0
特定財源	定住自立圏基金（平成 23 年度まで）					

2. 産業振興

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 イ 産業振興			
(ア) 地域高規格道路「都城志布志道路」を活用した産業振興			
協定の内容	<p>取組の内容 都市資源と農村資源の融合及び産業の高度化による産業振興を図る。</p> <p>都城市（甲）の役割 都城志布志道路と宮崎自動車道の結節地域に、バイオ関連産業や電子・精密関連産業の集積を目指す雇用創出ゾーンを整備し、圏域の産業振興や雇用創出を図るとともに、<u>乙と協力した企業誘致活動に取り組む。企業誘致活動及び志布志港の利用促進活動に乙と協力して取り組む。</u>(二重下線部は、三股町及び曾於市のみで下線部は志布志市のみ)</p> <p>関係市町（乙）の役割 甲と連携して、圏域内への企業誘致活動に取り組む。(三股町) 甲と連携して、乙の所有する既存の工業団地及び甲の整備する雇用創出ゾーンへの企業誘致活動に取り組む。(曾於市) 甲と連携して、乙の所有する既存の工業団地及び甲の整備する雇用創出ゾーンへの企業誘致活動に取り組むとともに、志布志港の利用促進を図るポートセールス等を実施する。(志布志市)</p>		
	実施事業	事業No.	事業名
		1	企業立地のための圏域統一プロモーション媒体開発・工業見本市出展事業
2		企業誘致関連事業	
3		都城インター工業団地整備事業	
4		企業誘致対策事業	
5		企業立地促進奨励対策事業	
6		企業誘致促進事業	
7		立地企業及び地場企業育成事業	
8		地域創富力高度化調査事業	
9		前田工業地域雨水対策事業	
10		志布志港ポートセールス推進事業	
11		志布志港国際航路利用促進事業	
12		さんふらわあ志布志航路利用促進事業	
13		志布志港港湾改修事業	
14	志布志市工業団地開発事業		
事業の実施により期待される効果			
圏域が連携してプロモーション活動を行うことにより、より魅力的な地域としてのPRが可能となり、圏域内への企業立地の促進が図られるとともに、志布志港の活用により、海外を視野に入れたよりグローバルな取組も可能となる。 また、都城IC付近の雇用創出ゾーン整備、志布志港のポートセールスや施設整備等により、企業誘致及び志布志港の活用推進とそれに伴う雇用創出、物流の活性化による産業振興が図られる。			

事業No.	1	事業名	企業立地のための圏域統一プロモーション 媒体開発・工業見本市出展事業			実施主体	都城市
事業概要 圏域全体の統一的なパンフレットやDVD等のプロモーション媒体を開発するとともに、大都市圏での工業見本市などへの出展等を行う。				役割分担 都城市は事業を実施する。関係市町は作成に協力し、都城市とともに出展する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		11,831	1,973	2,732	2,606	2,260	2,260
特定財源	定住自立圏基金（平成23年度まで）						

事業No.	2	事業名	企業誘致関連事業			実施主体	志布志市
事業概要 関東及び関西方面等で企業家を招き、企業誘致セミナーを行い、企業誘致に結びつけ、安定的な雇用機会の拡大を図る。				役割分担 志布志市は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		10,726	2,314	2,800	1,932	1,900	1,780
特定財源							

事業No.	3	事業名	都城インター工業団地整備事業			実施主体	都城市、都城市土地開発公社
事業概要 都城志布志道路と宮崎自動車道の結節地域に、バイオ関連産業や電子・精密関連産業の集積を目指す雇用創出ゾーンを整備する。				役割分担 都城市は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		2,159,520	648,331	122,941	353,005	222,531	812,712
特定財源	広域拠点工業団地基盤施設整備補助金、工業用地造成事業債、公共施設整備等基金						

事業No.	4	事業名	企業誘致対策事業			実施主体	都城市
事業概要 企業と迅速に立地交渉を進めるためのトップセールスを行う。また、既に立地した大型コールセンターに対しては、オペレーター養成を支援する。				役割分担 都城市は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		3,473	2,273	1,200	0	0	0
特定財源							

事業No.	5	事業名	企業立地促進奨励対策事業			実施主体	全市町
事業概要 企業立地を推進し、圏域の産業振興を図るために、税制上の優遇や助成等を実施する。 ① 都城市（平成 22～26 年度） ② 三股町（平成 22～26 年度） ③ 曽於市（平成 22～26 年度） ④ 志布志市（平成 22～26 年度）				役割分担 各市町は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		810,539	79,689	134,844	148,960	231,323	215,723
特定財源							

事業No.	6	事業名	企業誘致促進事業			実施主体	都城市
事業概要 企業誘致アドバイザー、県企業誘致コーディネーター及び宮崎県企業立地推進局からの情報入手を積極的に行い、企業誘致を促進する。				役割分担 都城市は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		7,530	202	1,392	1,834	2,051	2,051
特定財源							

事業No.	7	事業名	立地企業及び地場企業育成事業			実施主体	都城市
事業概要 立地企業及び地場企業を対象に、志布志港活用の推進及び地域産業の振興をテーマとしたセミナーを開催する。 ・平成 22 年は事業検討 ・平成 23 年度以降に事業実施				役割分担 都城市は事業を実施する。関係市町は関連団体等に対する周知も含めてセミナーの開催に協力する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		313	0	313	0	0	0
特定財源	定住自立圏基金（平成 23 年度まで）						

事業No.	8	事業名	地域創富力高度化調査事業			実施主体	都城市
事業概要 (H23 年度) 農林水産物に関する食品関連企業が必要としている情報に関してアンケート調査及びヒアリング調査を行う。また、圏域内の農林水産業者及び食品関連産業におけるアンケート調査及びヒアリング調査を行う。 (H24 年度) 農林水産業の生産現場での気象データ等を自動収集・送信、蓄積、可視化するためのシステム構築のための調査を行い、農林水産物の生産性の向上・高付加価値化等を図る。				役割分担 都城市は事業を実施する。関係市町は事業実施に協力する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		13,178	0	5,298	7,880	0	0
特定財源	(H23 年度) 定住自立圏地域創富力高度化調査事業、(H24 年度) 定住自立圏推進調査事業						

事業No.	9	事業名	前日工業地域雨水対策事業			実施主体	三股町
事業概要 都城志布志道路を活かした前日地区工業地域内の企業立地を図るための雨水対策事業を行う。				役割分担 三股町は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		40,936	4,637	9,064	9,235	10,000	8,000
特定財源	地域活性化事業債						

事業No.	10	事業名	志布志港ポートセールス推進事業			実施主体	志布志市
事業概要 「志布志港ポートセミナー」の開催や荷主・船会社訪問活動等の実施による、志布志港の航路及び貨物の維持・拡充を図る「志布志港ポートセールス推進協議会」及び「志布志港湾振興協議会」の負担金。				役割分担 志布志市は両協議会に対する負担金を拠出する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		19,430	4,500	3,500	3,815	3,815	3,800
特定財源							

事業No.	11	事業名	志布志港国際航路利用促進事業			実施主体	志布志市
事業概要 「蘇州號」モニターツアー、食品輸出コンテナ助成金の交付や荷主等訪問活動により、航路の維持発展を図る「志布志港国際航路利用促進協議会」の負担金。				役割分担 志布志市は協議会に対する負担金を拠出する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		2,536	2,300	144	92	0	0
特定財源							

事業No.	12	事業名	さんふらわあ志布志航路利用促進事業			実施主体	志布志市
事業概要 各種利用促進助成金の交付、船舶給水料助成等により、「さんふらわあ」の利用促進を図る「さんふらわあ志布志航路利用促進協議会」への補助金及び「鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会」の負担金。				役割分担 志布志市は両協議会に対する負担金及び補助金を拠出する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		115,097	22,493	23,411	24,213	22,593	22,387
特定財源							

事業No.	13	事業名	志布志港港湾改修事業			実施主体	志布志市
事業概要 志布志港の施設整備を行い、利便性を向上し、志布志港の利用促進を図るための港湾施設の整備改修に係る負担金。				役割分担 志布志市は鹿児島県に対する負担金を拠出する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	575,750	155,658	78,667	80,607	138,818	122,000	
特定財源	過疎地域自立促進事業債						

事業No.	14	事業名	志布志市工業団地開発事業			実施主体	志布志市
事業概要 志布志港や都城志布志道路整備に伴う拠点性向上に対して、不足している工業団地を新たに開発する。				役割分担 志布志市は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	494,800	0	0	0	220,900	273,900	
特定財源	地域開発事業債						

3. 教育・文化

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ウ 教育・文化			
協定の内容	(ア) 公共施設の相互利用		
	取組の内容 圏域住民の文化活動やスポーツ活動の活性化等のため、図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。		
	都城市（甲）の役割 図書館をはじめとする圏域の文化施設等の総合利用を推進し、甲の地域の住民に対し、総合的な利用案内等の情報提供を行う。 関係市町（乙）の役割 甲が行う圏域の文化施設等の総合利用の推進に協力するとともに、乙の地域の住民に対し、総合的な利用案内等の情報提供を行う。		
実施事業	事業No.	事業名	
	1	図書館の相互利用	
	2	圏域施設の情報発信	
事業の実施により期待される効果			
図書館をはじめとする圏域の公共施設の相互利用を推進し、公共施設の情報をホームページ等で発信することにより、圏域住民の文化活動やスポーツ活動の活性化が図られる。			

事業No.	1	事業名	図書館の相互利用	実施主体	全市町	
事業概要 圏域住民であれば図書館利用者登録ができ、自由に図書の貸し出しができるように取り扱いを拡充する。				役割分担 各市町は事業を実施する。		
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	0			0	0	0
特定財源						

事業No.	2	事業名	圏域施設の情報発信	実施主体	全市町	
事業概要 図書館等の公共施設の利用を推進するため、情報を共有し、ホームページ等で紹介する。				役割分担 各市町は事業を実施する。		
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	0			0	0	0
特定財源						

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ウ 教育・文化	
(イ) 圏域文化の保存・継承・発展	
協定の内容	取組の内容 圏域住民がその文化・伝統芸能の価値を再認識し、誇りを持つことができるよう、文化・伝統芸能の保存、継承を進め、文化資源としての活用を推進する。
	都城市（甲）の役割 圏域住民の文化・伝統芸能の相互理解を深めるため、関連するイベント等を実施する。
	関係市町（乙）の役割 甲と連携して、圏域住民の文化・伝統芸能の相互理解を深めるため、関連するイベント等を実施する。
実施事業	事業No. 事業名
	3 民俗芸能の地域交流・保存・伝承
	4 弥五郎サミット交流会事業
	5 文化的祭典事業
	6 自主文化事業
	7 市美術展事業
	8 吉井淳二記念展事業
	9 文化イベント等の情報発信
	事業の実施により期待される効果 各市町で培われてきた文化、伝統芸能の保存、継承を進めるための関連イベント等を実施するとともに、圏域住民への情報発信することにより、圏域住民の文化、伝統芸能の相互理解が深まることが期待される。

事業No.	3	事業名	民俗芸能の地域交流・保存・伝承	実施主体	全市町
事業概要					
南九州各地域に伝わる民俗芸能の保存・伝承を図るために、関係団体への活動助成を行うとともに、民俗芸能の研修・発表会等を開催する。 ①民俗芸能地域交流事業、民俗芸能保存・伝承事業（都城市） ②郷土芸能保存事業（三股町） ③民俗芸能大会支援事業、民俗芸能等保存会連絡協議会支援事業（志布志市）		役割分担 各市町は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	30,685			10,717	11,073
特定財源		地域伝統芸能継承者（青少年等）育成事業助成（地域創造）（都城市）			

事業No.	4	事業名	弥五郎サミット交流会事業	実施主体	都城市、曾於市
都城市、曾於市に既存する「弥五郎どん」伝説により、都城市山之口富吉小学校と鹿児島県曾於市岩川小学校の児童の交流を行い、弥五郎どんについて理解を深め文化伝承を行うとともに、両校児童の交流を図る。		役割分担 都城市・曾於市は事業を実施する			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	253			46	108
特定財源		都城育英会青少年健全育成助成金（都城市 平成 25 年度のみ）			

事業No.	5	事業名	文化の祭典事業			実施主体	都城市、三股町、志布志市	
事業概要 圏域住民等の芸術・文化の発表の場を提供するとともに、圏域住民が文化に触れる場を提供する。 ①都城市総合文化祭、美術書道協会展、美術書道教室、文化講演落語会、オータムフェスタ、コロフェスタ（都城市） ②文化の祭典事業（三股町） ③志布志市総合芸術祭（志布志市）				役割分担 各市町は事業を実施する。都城市が実施する事業については、各市町は協力する。				
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
	10,353			3,469	3,442	3,442		
特定財源								

事業No.	6	事業名	自主文化事業			実施主体	全市町	
事業概要 圏域住民に芸術文化の提供を行い、文化の振興と向上を図るために様々な文化事業を行う。				役割分担 各市町は事業を実施する。				
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
	238,546			79,151	81,443	77,952		
特定財源								

事業No.	7	事業名	市美術展事業			実施主体	都城市	
事業概要 圏域から広く美術作品を公募し、地域住民の作品発表の場と鑑賞の機会を提供する。				役割分担 都城市は事業を実施する。関係市町は協賛金を都城市に支払う。				
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
	9,735			2,778	3,510	3,447		
特定財源								

事業No.	8	事業名	吉井淳二記念展事業			実施主体	曾於市	
事業概要 絵のまち曾於として、毎年、故吉井淳二記念展を開催し県内外から公募した作品を展示し、絵のまちを推進する。				役割分担 曾於市は事業を実施する。				
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
	11,200			4,600	3,300	3,300		
特定財源								

事業No.	9	事業名	文化イベント等の情報発信			実施主体	全市町	
事業概要 圏域の文化・伝統芸能を圏域住民に知っていただくため、ホームページ等で文化イベント等の情報発信を行う。				役割分担 各市町は事業を実施する。				
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
	0			0	0	0		
特定財源								

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ウ 教育・文化	
(ウ) 特色ある教育の推進	
協定の内容	取組の内容 圏域の歴史・自然・文化・人材等を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。
	都城市（甲）の役割 圏域の豊富な自然・歴史・文化・人材といった地域資源や高等教育機関を活用した教育を推進するとともに、生涯学習機会の充実を図る。
	関係市町（乙）の役割 甲と連携して、地域資源や高等教育機関を活用した教育を推進するとともに、生涯学習機会の充実を図る。
実施事業	事業No. 事業名
	10 市民大学開催事業
	11 生涯学習機会づくり推進事業
	12 エバーグリーンセミナー開催事業
	13 都城島津邸関連事業(交流・観光促進事業)
	14 夢と感動を広げる「おはなしキャラバン巡回公演」事業
事業の実施により期待される効果 圏域において歴史・自然・文化・人材等を活用した多様な生涯学習機会の充実を図ることにより、圏域住民の心豊かな暮らしを創出する。	

事業No.	10	事業名	市民大学開催事業	実施主体	都城市、志布志市
事業概要 自己啓発を目的として住民が積極的に学習する場を提供するため、市民大学講座を開設する。 ①都城市民大学開催事業（都城市） ②志布志創年市民大学開校事業（志布志市）			役割分担 都城市と志布志市は事業を実施する。		
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	5,821			1,757	1,757
平成 26 年度					
				2,307	
特定財源					

事業No.	11	事業名	生涯学習機会づくり推進事業	実施主体	全市町
事業概要 学習機会・情報の提供、学習成果の発表等、生涯学習の機会づくりを推進する。 ①生涯学習機会づくり推進事業（都城市） ②さつき園、生涯学習 主催事業（三股町） ③生涯学習のまちづくり推進事業（曾於市） ④志布志市生涯学習講座運営補助事業（志布志市）			役割分担 各市町は事業を実施する。		
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	129,905			42,532	44,179
				43,194	
平成 26 年度					
特定財源					

事業No.	12	事業名	エバーグリーンセミナー開催事業			実施主体	都城市、三股町（都城・三股広域行政推進協議会）
事業概要 都城市・三股町・南九州大学の三者が協働して、園芸・昆虫採集等に関する市民講座を実施する。				役割分担 都城市と三股町は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		600		160	160	280	

事業No.	13	事業名	都城島津邸関連事業(交流・観光促進事業)			実施主体	都城市 (NPO 法人都城歴史と文化のまちづくり会議)
事業概要 都城島津家の歴史資源を活用した教育・交流事業として、都城島津邸で「郷中教育体験事業」を実施する。				役割分担 都城市は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		221		136	85	0	

事業No.	14	事業名	夢と感動を広げる「おはなしキャラバン巡回公演」事業			実施主体	全市町 (都城広域定住自立圏構想協議会)
事業概要 住民が本に親しむきっかけづくりとして、著名な作家や読み聞かせの実践者等を招へいし、読書活動の推進を図る。				役割分担 各市町は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		1,000			500	500	

第6章－3 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業計画

1. 道路等の交通インフラの整備

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 ア 道路等の交通インフラの整備

(ア) 都城志布志道路の開通促進とネットワークの構築

協定の内容	取組の内容 圏域の救急医療提供体制及び圏域の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。 雇用創出及び定住促進等のために都城志布志道路を有効活用できるよう、アクセス性の向上を図る。	
	都城市（甲）の役割 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム等を、乙と連携し、実施する。 都城志布志道路へのアクセス性を高めるために必要な市道を整備する。	
	関係市町（乙）の役割 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム等を、甲と連携し、実施する。（三股町・曾於市） 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム及びポートセミナー等を、甲と連携し、実施する。（志布志市） 都城志布志道路へのアクセス性を高めるための市道（町道）を整備する。（全関係市町）	
	事業No. 事業名	
実施事業	1	ネットワーク化促進シンポジウム開催事業
	2	都城志布志道路建設促進事業
	3	アクセス道路整備事業
	事業の実施により期待される効果 圏域を縦断する大動脈となる都城志布志道路の整備により、物流交通の効率化、企業立地の促進、救急医療拠点施設への搬送時間短縮、中心市の都市機能活用、地域間交流の活性化、「30分通勤エリア」の形成による定住の促進等が図られる。その必要性を啓発するためのシンポジウムの開催等により圏域住民の早期完成に向けた機運が醸成されることで早期完成に向けた活動が促進されるとともに、アクセス道路の整備によりその有効活用と道路網のネットワーク化が図られる。	

事業No.	1	事業名	ネットワーク化促進シンポジウム開催事業	実施主体	都城市	
事業概要				役割分担		
都城志布志道路の建設促進大会を圏域住民も対象としたシンポジウム形式で開催する。				都城市は事業を実施し、関係市町はその企画・開催に協力する。		
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		800	0	800	0	0
特定財源	定住自立圏基金（平成23年度まで）					

事業No.	2	事業名	都城志布志道路建設促進事業	実施主体	都城市	
事業概要				役割分担		
都城志布志道路の建設促進の機運醸成を図るために看板設置や懸垂幕の掲示を行う。 ・懸垂幕4か所（H22年度）・看板2か所（H22～23年度）				都城市は事業を実施し、関係市町はその作成や設置等についての協力を図る。		
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		2,400	1,400	1,000	0	0
特定財源	定住自立圏基金（平成23年度まで）					

事業No.	3	事業名	アクセス道路整備事業		実施主体	全市町
事業概要				役割分担		
都城志布志道路の有効活用を図るために、アクセス性向上に資する市(町)道を整備する。				各市町は区域内において都城志布志道路へのアクセス向上を目的とした道路整備を行う。		
①神之山・高木線外 1 線 (都城市 : 平成 23~26 年度) ②島津紅茶園・切寄線(三股町 : 平成 22~26 年度) ③三股駅小鷺巣線(三股町 : 平成 22~24 年度) ④蓼池南三原 3 号線(三股町 : 平成 23~26 年度) ⑤高松・丸山線(曾於市 : 平成 22~24 年度) ⑥森田北線(曾於市 : 平成 23~27 年度) ⑦西蓑原線(曾於市 : 平成 22~23 年度) ⑧橋野・住吉線(曾於市 : 平成 22 年度) ⑨市道 27 号吉村山ノ口 1 号線(志布志市 : 平成 22~30 年度) ⑩市道 58 号町原弓場ヶ尾線(志布志市 : 平成 22~28 年度) ⑪街区三股線 (都城市 : 平成 26 年度~)						
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		1,070,458	238,631	221,907	181,178	217,012
特定財源	社会資本整備総合交付金 (①・②)、地域活性化事業債 (①・②・③・④)、合併特例事業債 (⑤・⑩・⑪)、過疎対策事業債 (⑥・⑦・⑧・⑨)					

2. 圏域内外の住民との交流と観光の推進

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 イ 圏域内外の住民との交流と観光の推進

(ア) 圏域内外の住民との交流と観光の推進

協定の内容	取組の内容 観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入れ体制を整備することで、その魅力度を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。	
	都城市（甲）の役割 圏域共通の歴史や自然を活かした圏域内外の住民との交流及び観光並びに圏域内の体育施設を活用したスポーツ観光等の推進を図る。	
	関係市町（乙）の役割 乙の区域の資源を活用した観光や圏域内外の住民との交流について、甲と連携した取組を実施する。（三股町・曾於市） 定期フェリー航路の活用など、乙の区域の資源を活用した観光や圏域内外の住民との交流について、甲と連携した取組を実施する。（志布志市）	
実施事業	事業No.	事業名
	4	広域的交流・観光サービス推進事業
	5	都城市・三股町観光推進事業
	6	早水公園体育文化センター整備事業
	7	都城運動公園整備事業
	8	関之尾緑の村施設改修事業
	9	アスリートタウン施設整備事業（弓道場）
	10	アスリートタウン施設整備事業（旭ヶ丘運動公園）
	11	SHIMAZU グルメコンテスト事業
	12	西部地区体育館建設事業
	13	三股町上米公園パークゴルフ場整備事業
	14	公共温泉施設の相互利用
	事業の実施により期待される効果 圏域の観光資源のネットワーク化を図ることで、より魅力的な観光メニューの開発やプロモーション活動が可能となり、観光需要の掘り起こしによる観光客の増加や圏域内外の住民との交流促進を図ることができる。また、固有の地域資源を活用した体験型観光やスポーツ観光等を推進することにより、多様な観光ニーズへの対応も可能となることで、圏域の振興が図られる。	

事業No.	4	事業名	広域的交流・観光サービス推進事業	実施主体	都城市
事業概要 志布志港も含めた圏域の資源を活用した観光のネットワーク化、スポーツ観光や体験型観光の促進、受入れ態勢の整備を行う。また、共通パンフレット等を作成し、プロモーション活動を実施する。			役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町はパンフレットの作成等に協力する。		
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	3,112	1,532	650	535	200
特定財源 定住自立圏基金（平成 23 年度まで）					

事業No.	5	事業名	都城市・三股町観光推進事業			実施主体	都城市、三股町（きりしま ぽんち観光推進協議会）
事業概要 都城市及び三股町の歴史や文化、豊かな自然等の地域資源を活用して、通過型観光から滞在型観光への転換を図るための観光商品等を開発する。				役割分担 都城市と三股町とは連携して事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	20,000	0	2,025	3,730	14,245	0	
特定財源	宮崎県リゾート振興基金						

事業No.	6	事業名	早水公園体育文化センター整備事業			実施主体	都城市
事業概要 圏域の拠点的屋内体育施設である早水公園体育文化センターの耐震補強工事を行い、利用者の安全性向上とスポーツ観光における利用促進を図る。				役割分担 都城市は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	42,166	7,644	12,577	21,945	0	0	
特定財源	合併特例事業債						

事業No.	7	事業名	都城運動公園整備事業			実施主体	都城市
事業概要 圏域で唯一の公認陸上競技場である都城運動公園の陸上競技場を、第4種陸上競技場としての公認継続に必要な整備を行うことにより、各種大会等の安定的な開催が可能となり、利用促進を図ることが出来る。				役割分担 都城市は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	33,082	0	2,079	31,003	0	0	
特定財源	合併特例事業債						

事業No.	8	事業名	関之尾緑の村施設改修事業			実施主体	都城市
事業概要 圏域の観光拠点であり、「霧島ジオパーク構想」においても貴重な地質遺産とされている「関之尾の滝と甌穴群」を有する関之尾緑の村の施設整備を行う。				役割分担 都城市は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	21,700	21,700	0	0	0	0	
特定財源	地域活性化事業債						

事業No.	9	事業名	アスリートタウン施設整備事業(弓道場)			実施主体	三股町
事業概要 弓道競技者の交流と競技力の向上を図るとともに、大会等を誘致するため弓道場を整備する。				役割分担 三股町は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		193,795	0	184,235	0	9,560	
特定財源	林業・木材産業構造改革事業費補助金（木造公共施設整備等事業）						

事業No.	10	事業名	アスリートタウン施設整備事業（旭ヶ丘運動公園）			実施主体	三股町
事業概要 圏域内外の陸上競技者等の参加によるジョギング大会やその他屋外イベント等の開催、スポーツ選手のキャンプや合宿の誘致のために、旭ヶ丘運動公園内の陸上競技場を整備するとともに、野球場の内・外野フェンスを衝撃吸収フェンスに改良する。				役割分担 三股町は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		61,913	0	0	0	0	61,913
特定財源	地域活性化事業債						

事業No.	11	事業名	SHIMAZU グルメコンテスト事業			実施主体	全市町（都城広域定住自立圈構想協議会）
事業概要 圏域の知名度向上及び交流と観光を促進するため、まつり会場などで圏域のグルメコンテストを開催する。				役割分担 各市町は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		600			300	300	
特定財源	定住自立圈構想協議会負担金（関係市町負担金：都城市、三股町、曾於市、志布志市）						

事業No.	12	事業名	西部地区体育館建設事業			実施主体	三股町
事業概要 三股町の植木地区を中心とする西部地区に、町民の健康づくりの拠点となり、災害時の避難所としても利用できる西部地区体育館を建設する。 ・平成 26 年度 調査設計 ・平成 27 年度 本体工事				役割分担 三股町は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		34,100				34,100	
特定財源							

事業No.	13	事業名	三股町上米公園パークゴルフ場整備事業		実施主体	三股町
事業概要 上米公園内のパークゴルフ場（国際パークゴルフ協会公認コース）を18ホールから27ホールへと9ホール増設する。				役割分担 三股町は事業を実施する。		
事業費 (千円)	総事業費 48,000	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定財源						

事業No.	14	事業名	公共温泉施設の相互利用		実施主体	都城市、曾於市、志布志市
事業概要 公共施設の相互利用の観点から、公共温泉施設の利用券の対象施設を拡大し、圏域住民の交流を促進する。				役割分担 都城市、曾於市及び志布志市は事業を実施する。		
事業費 (千円)	総事業費 0	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定財源						

3. 定住促進

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 ウ 定住促進

(ア) 雇用創出による定住促進

協定の内容	取組の内容 都城志布志道路を活用した産業の振興による定住ニーズに対応する居住エリアの創出を図る。	
	都城市（甲）の役割 都城志布志道路を活かした通勤圏の形成が可能な雇用創出ゾーンの整備及び乙と連携した雇用創出活動により、圏域への定住を誘導する。	
	関係市町（乙）の役割 甲と連携した雇用創出活動を推進するとともに、乙の区域の自然や住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。（全関係市町）	
実施事業	事業No.	事業名
	15	若者定住地分譲事業
	16	定住促進分譲地整備事業
	17	定住促進対策事業
	18	山村定住「みやざきの家」譲渡事業
	19	過疎地域定住促進奨励事業
	20	定住促進住宅取得補助事業
	21	地域振興住宅建設事業
	22	民間住宅誘導事業（大原地区道路整備事業）
	23	雇用促進事業
	24	実践型地域雇用創造事業
	25	オンライン企業ガイド作成事業
	26	山之口ＳＡスマートＩＣ整備事業
	27	多文化共生事業
	28	山之口ＳＡスマートＩＣ利活用促進事業
事業の実施により期待される効果		
雇用創出により圏域内への定住促進が図られるとともに、きめ細かい定住事業の実施により、雇用創出や都城志布志道路の開通による「30分通勤エリア」の形成等で生じる新たな定住ニーズへの対応も可能となり、圏域への人の流れが創出される。		

事業No.	15	事業名	若者定住地分譲事業	実施主体	都城市
事業概要			役割分担 都城市は事業を実施する。		
山村における若年層の域外流出を抑制し、Uターン者等の定住ニーズに対応するため、2地区12区画の宅地を分譲する。 笛水地区5区画、江平地区7区画					
事業費(千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	0	0	0	0	0
特定財源					

事業No.	16	事業名	定住促進分譲地整備事業			実施主体	曾於市
事業概要 若年層の流出の抑制、雇用創出による定住ニーズに対応するための宅地分譲。				役割分担 曾於市は事業を実施する。			
財部地区 40 区画							
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		204,244	33,200	167,255	3,789	0	0
特定財源	定住促進事業国庫補助金、地方債						

事業No.	17	事業名	定住促進対策事業			実施主体	志布志市
事業概要 若年層の流出の抑制、雇用創出による定住ニーズに対応するための宅地分譲。				役割分担 志布志市は事業を実施する。			
3 団地 6 区画							
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		0	0	0	0	0	0
特定財源							

事業No.	18	事業名	山村定住「みやざきの家」譲渡事業			実施主体	都城市
事業概要 山村地域における定住を促進し、もって国土の保全と地域の活性化に資するために建設し、住民に賃貸する山村定住「みやざきの家」に一定期間居住し、定住の意思がある住民にこれを譲渡する。				役割分担 都城市は事業を実施する。			
7 団地 23 戸							
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		16,360	2,721	4,234	2,701	3,620	3,084
特定財源							

事業No.	19	事業名	過疎地域定住促進奨励事業			実施主体	三股町
事業概要 町内の人団減少地区を対象に、転入転居、住宅取得に対して奨励金を支給し、定住を図る。 ・新築または住宅取得奨励 3 年間で 80 万円 ・転入転居奨励 扶養する小学生の人数に応じて 10 万円～20 万円				役割分担 三股町は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		42,290	6,700	4,880	11,410	10,840	8,460
特定財源							

事業No.	20	事業名	定住促進住宅取得補助事業			実施主体	曾於市	
事業概要				役割分担				
曾於市への転入者や在住者の住宅の新築や購入に対して、住宅取得祝金等を支給する。				曾於市は事業を実施する。				
・市内業者による新築		20 万円						
・市外業者による新築		10 万円						
・未入居建売住宅購入		10 万円						
・中古住宅購入		5 万円						
・転入者加算		10 万円						
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
		60,100	6,500	11,000	15,300	14,550	12,750	
特定財源	過疎対策事業債							

事業No.	21	事業名	地域振興住宅建設事業			実施主体	曾於市
事業概要				役割分担			
地域の要望等を踏まえて、新規転入者、若者世帯が居住できるよう、新たな宅地、賃貸住宅を提供し地域の活性化を推進する。				曾於市は事業を実施する。			
建設戸数 各年 10 戸							
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		1,294,726	247,370	205,500	350,456	331,003	160,397
特定財源	過疎対策事業債						

事業No.	22	事業名	民間住宅誘導事業（大原地区道路整備事業）			実施主体	三股町
事業概要				役割分担			
雇用創出による定住ニーズに対応する生活環境を高めるための道路整備を実施する。				三股町は事業を実施する。			
大原地区定住促進を図るため区域内道路の整備を行う。 L = 1,210m W = 6.0m							
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		39,808	0	9,873	18,935	6,000	5,000
特定財源	地域活性化事業債						

事業No.	23	事業名	雇用促進事業			実施主体	都城市
事業概要				役割分担			
雇用の促進のため、関係機関との連携を図りつつ、人材を求める圏域内企業と求職者、新規学卒者を支援するため、就職説明会を開催する。				都城市は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		603	233	213	66	30	61
特定財源							

事業No.	24	事業名	実践型地域雇用創造事業		実施主体	都城市
事業概要				役割分担		
(~H23 年度)都城市・三股町における雇用機会の創出を図る「地域雇用創造推進事業」として、①雇用拡大メニュー、②人材育成メニュー、③就職促進メニュー、④雇用創出実践メニューを実施する。 (H24 年度～)「実践型地域雇用創造事業」として、上記①～③に④雇用創出実践メニューを加え、都城市・三股町における雇用機会の創出を図る事業を実施する。				都城市は事業を実施する。		
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	33,800	5,000	5,000	5,000	9,800	9,000
特定財源	(~H23 年度)地域雇用創造推進事業貸付金元金収入、(H24 年度～)実践型地域雇用創造事業貸付金元金収入					

事業No.	25	事業名	オンライン企業ガイド作成事業		実施主体	都城市
事業概要				役割分担		
雇用促進のための情報源となるインターネットでの「オンライン企業ガイド」の整備を行う。また、求職者と求人企業とが直接やりとりできる「就職マッチングシステム」の活用推進を図る。				都城市は事業を実施する。		
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	2,453	2,453	0	0	0	0
特定財源	緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金					

事業No.	26	事業名	山之口 SA スマート IC 整備事業		実施主体	都城市
事業概要				役割分担		
産業や観光の振興、雇用創出による定住促進など、圏域の活性化及び日常生活の利便性の向上を図るために、山之口 SA スマートインターチェンジの整備を行う。 ・山之口 SA 北通線外 1 路線				都城市は事業を実施し、三股町はこれに協力する。		
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	226,152			9,999	18,734	197,419
特定財源	社会資本整備総合交付金、合併特例事業債					

事業No.	27	事業名	多文化共生事業		実施主体	全市町（都城広域定住自立圈構想協議会）
事業概要				役割分担		
多文化共生アドバイザーを招へいし職員研修を行う。また、外国人住民に日本語を指導する日本人ボランティアを養成する。				都城市は事業を計画し、関係市町は企画・運営に協力する。		
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	580				210	310
特定財源	定住自立圈構想協議会負担金（関係市町負担金：都城市、三股町、曾於市、志布志市）					

事業No.	28	事業名	山之口 S A スマート I C 利活用促進事業	実施主体	都城市、三股町	
事業概要			役割分担			
山之口 S A にスマート I C が整備されることに伴い、その利用を促進し、地域の活性化と交流促進を図ることを目的として、住民及び事業者に対し、ETC 車載器を新たに購入して取り付けた場合、ETC 車載器の購入及びセットアップに要した経費への助成を実施する。			都城市及び三股町は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	6,053					6,053
特定財源	宮崎県市町村間連携支援交付金					

第6章－4 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の事業計画

1. 行政人材の育成

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 ア 行政人材の育成		
協定の内容	(ア) 圏域行政マネジメント能力の強化	
	取組の内容 圏域における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行うとともに、人事交流の実施について検討する。	
	都城市（甲）の役割 乙と協議の上、研修等を主導的に企画運営するとともに、圏域内での人事交流の実施について検討する。	
実施事業	関係市町（乙）の役割 甲と連携して職員の育成を推進するとともに、圏域内での人事交流の実施について検討する。（全関係市町）	
	事業No.	事業名
	1	特定課題解決型研修
	2	政策立案能力向上研修
	3	特定分野先進事例研修
	4	人材育成研修会
	5	圏域内的人事交流
事業の実施により期待される効果		
構成市町における横断的な職員研修や人事交流を実施することで、圏域市町の連携が強化される。また、研修を活用した圏域共通の行政課題の解決等を通じて、圏域全体に視点を置いた住民の役に立つ人材、めまぐるしく変化する時代に対応できる人材の育成を図ることができる。		

事業No.	1	事業名	特定課題解決型研修	実施主体	都城市	
事業概要 圏域全体に共通する行政課題を掘り起こし、グループワーク等を通じて解決策を見いだす。平成24年度以降は特定分野先進事例研修と統合する。				役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は企画・運営に協力する。		
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	5,577	689	1,187	1,198	1,190	1,313
特定財源	定住自立圏基金（平成23年度まで）					

事業No.	2	事業名	政策立案能力向上研修	実施主体	都城市	
事業概要 圏域の住民が安心して暮らせるような政策を立案する能力を養うとともに、圏域を牽引する人材の育成研修を行う。				役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は企画・運営に協力する。		
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	1,816	322	310	312	407	465
特定財源	定住自立圏基金（平成23年度まで）					

事業No.	3	事業名	特定分野先進事例研修			実施主体	都城市
事業概要 各種政策の先進事例を調査・研究するとともに、最新情報の収集に努め、圏域にとって有益な事業導入について検討・提唱する。平成24年度以降は特定課題解決型研修と統合する。				役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は企画・運営に協力する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	211	0	211	0	0	0	
特定財源	定住自立圏基金（平成23年度まで）						

事業No.	4	事業名	人材育成研修会			実施主体	都城市
事業概要 講師を招聘して地域づくりの先進的事例やノウハウを学び、圏域の人材育成、資質の向上を図る。				役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は企画・運営に協力する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	2,057	87	548	458	421	543	
特定財源	定住自立圏基金（平成23年度まで）						

事業No.	5	事業名	圏域内の人事交流			実施主体	全市町
事業概要 圏域における行政機能の相互補完及び人材育成を目的として人事交流を行う。				役割分担 各市町は圏域内の人事交流について検討し、実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	0	0	0	0	0	0	
特定財源							

2. 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 イ 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

(ア) 圏域協働マネジメント能力の強化

協定の内容	取組の内容 圏域内における地域の課題を解決するために新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人及び地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「特定非営利活動法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。	
	都城市（甲）の役割 特定非営利活動法人等の地域活動団体の設立や活動を中間的な立場で支援する体制を整える。 乙と連携し、圏域内の特定非営利活動法人等の連携推進を図るとともに、特定非営利活動法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。	
	関係市町（乙）の役割 甲の体制作りに協力するとともに、乙の区域内の特定非営利活動法人等の情報を甲に提供する。 甲の実施する連携推進を支援し、乙の区域内における特定非営利活動法人等の情報を甲に提供する。（全関係市町）	
実施事業	事業No.	事業名
	6	地域活動団体ネットワーク事業
	7	中間支援組織体制整備事業
	8	市民公益活動及び協働理解のための職員研修実施事業
	9	NPO・ボランティア技術向上推進講座開催事業
	10	まちづくり協議会設置推進事業
	11	市民公益活動推進事業
	12	みんなで創ろう！みまたん地域づくり支援事業
	13	「曾於元気だそお」ふるさと事業
	14	市民活動支援センター整備事業
	15	ふるさとづくり委員会事業
	16	共生・協働・自立推進事業
事業の実施により期待される効果 中間支援体制の構築により、地域活動団体の組織体制確立、活動領域の拡大、住民自身による地域の課題解決を促進し、地域活動団体のネットワーク化や住民が自ら実施する事業への助成等によるさらなる協働の推進により、地域の活性化、魅力向上が図られる。		

事業No.	6	事業名	地域活動団体ネットワーク事業		実施主体	都城市
事業概要 圏域の市民等で構成する「地域活動団体連絡会議」を設置し、中間支援組織の役割、機能、体制に関する協議のほか、圏域内での地域活動団体のネットワーク構築について提言書をまとめ、報告した。平成24年度からはその実現に向けて中間支援組織を中心にネットワークの構築を図っていく（事業費は中間支援組織体制事業に含まれる）。			役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は区域内の団体の参加も含めこれに協力する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	590	350	240	0	0	0
特定財源		定住自立圏基金（平成23年度まで）				

事業No.	7	事業名	中間支援組織体制整備事業			実施主体	都城市
事業概要 N P Oの様々な問題、N P O法人の設立等の専門知識を持つ人材を育成し、相談体制の充実を図る。				役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町はこれに協力する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		12,786	2,317	2,261	2,608	2,800	2,800
特定財源	定住自立圏基金（平成 23 年度まで）						

事業No.	8	事業名	市民公益活動及び協働理解のための職員研修実施事業			実施主体	都城市
事業概要 行政職員が市民やN P Oとの「協働」についての知識、理解を深める研修を継続して行い、行政側の人材育成に努める。				役割分担 都城市は職員研修の企画・運営を行い、事業を実施する。関係市町は研修の企画・運営に協力するとともに、その必要性に応じて職員を研修に参加させる。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		1,513	346	396	129	321	321
特定財源	定住自立圏基金（平成 23 年度まで）						

事業No.	9	事業名	N P O・ボランティア技術向上推進講座開催事業			実施主体	都城市
事業概要 N P O法人やその他の市民団体向けの講座を実施し、より活動が円滑になるよう支援する。				役割分担 都城市は講座の企画・運営を行い、事業を実施する。関係市町は講座の企画・運営に協力するとともに、区域内の住民や地域活動団体等に対する周知を行う。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		1,522	496	396	148	241	241
特定財源	定住自立圏基金（平成 23 年度まで）						

事業No.	10	事業名	まちづくり協議会設置推進事業			実施主体	都城市
事業概要 地域力向上と住民自治の強化を図るために、中学校区を単位（総合支所管内は各総合支所単位）としてまちづくり協議会を設置する。				役割分担 都城市は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		172,420	9,490	23,567	33,960	49,381	56,022
特定財源	ふるさと応援基金						

事業No.	11	事業名	市民公益活動推進事業			実施主体	都城市
事業概要				役割分担			
市民の公益活動を活性化し、市民公益活動団体を育成することにより協働のまちづくりを推進する。 公募した事業案を審査し、3カ年を上限に事業支援				都城市は事業を実施する。			
① 自立支援型補助金 初年度：事業費の50%（上限20万円）、2年目：初年度補助額の80%、3年目：初年度補助額の50%							
② 団体育成型補助金 事業費の9割（上限10万円）				平成24年度	平成25年度	平成26年度	
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		9,299	2,528	1,202	1,827	1,630	2,112
特定財源							

事業No.	12	事業名	みんなで創ろう！みまたん地域づくり支援事業			実施主体	三股町
事業概要				役割分担			
各種団体自らが活動する中で、地域との繋がりを強めようと活動している、または活動を始めようとしている団体へ、地域づくりのきっかけづくりとして助成を行う。 ※（～H24まで）事業名：がんばる地域づくり応援事業				三股町は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		1,869	333	242	200	254	840
特定財源							

事業No.	13	事業名	「曾於元気だそお」ふるさと事業			実施主体	曾於市
事業概要				役割分担			
明るく住みよい活気に満ちた地域づくりを推進するために、地域活性化に関する事業を実施する公民館に助成を行う。				曾於市は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		33,143	6,343	6,690	6,690	6,710	6,710
特定財源	過疎対策事業債						

事業No.	14	事業名	市民活動支援センター整備事業			実施主体	志布志市
事業概要				役割分担			
共生・協働・自立のまちづくりを推進するために、地域づくり団体やNPOなどの市民団体へ活動拠点の提供を行う。				志布志市は事業を実施する。			
事業費 (千円)	総事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		0	0	0	0	0	0
特定財源							

事業No.	15	事業名	ふるさとづくり委員会事業			実施主体	志布志市
事業概要 住民自らが地域の課題や特性を話し合い提案した住み良い地域づくりに向けた活動への助成事業。				役割分担 志布志市は事業を実施する。			
・1 地区上限 50 万円 21 地区							
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		41,929	7,357	8,306	7,366	9,450	9,450
特定財源							

事業No.	16	事業名	共生・協働・自立推進事業			実施主体	志布志市
事業概要 地域づくり団体やN P Oが実施する地域活性化のための事業に対する補助を行う。				役割分担 志布志市は事業を実施する。			
・担い手育成：補助率 3 分の 2 限度額 10 万円 ・モデル事業：補助率 10 分の 10 限度額 50 万円							
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		5,066	1,100	700	266	1,500	1,500
特定財源							

3. 民間人材の育成及び推進体制の整備

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 ウ 民間人材の育成及び推進体制の整備

(ア) 圏域民活マネジメント能力の強化

協定の内容	取組の内容 民間を活用した地域力の向上を目指すため、圏域における民間人材の育成や高度な技術などの民間資源を活用した取組を推進する。		
	都城市（甲）の役割 乙と連携して、圏域全体の地域力向上のため、民間を活用した取組及びそれを支える民間の人材の育成と活用を図る。		
	関係市町（乙）の役割 甲の取組を支援し、民間の活用と民間人材の育成を図る。（全関係市町）		
実施事業	事業No.	事業名	
	17	多様な民間主体の連携による観光推進事業	
事業の実施により期待される効果 観光ボランティア等の人材育成や新たな地域資源の活用等を行うことにより、民間分野における地域活動団体や企業等の多様な事業主体間の連携推進、地域活動の活性化を促進することで、圏域の魅力と地域価値の向上が図られる。			

事業No.	17	事業名	多様な民間主体の連携による観光推進事業	実施主体	都城市
事業概要 企業や地域活動団体等が実施する新しい観光メニューの開発、地元住民による観光ボランティアガイドの育成等の活動への助成。			役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は区域内の地域活動団体、企業等に対する周知と参加の呼びかけ等の協力をを行う。		
事業費 (千円)	総事業費	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	900	0	300	200	200
平成 26 年度 特定財源 定住自立圏基金（平成 23 年度まで）					

資料編

1. 定住自立圏推進要綱

定住自立圏構想推進要綱

平成20年12月26日（総行応第39号）制定

平成24年9月18日（総行応第187号）一部改正

平成25年3月29日（総行応第60号）一部改正

第1 趣旨

（1）今後の我が国の人口の見込み等

我が国の総人口は、今後、急速に減少することが見込まれている。「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）推計によれば、平成17年に約1億2,776万人であった総人口は、同年から平成47年までの30年間で約13%（約1,708万人）減少し、約1億1,068万人となる。また、平成17年までの30年間では、三大都市圏、地方圏とも人口が増加していたのに対し、同年以降の30年間では、三大都市圏の人口も約530万人減少し、地方圏の人口は約1,178万人という大幅な減少が見込まれる。三大都市圏も地方圏も人口が減少するという「過密なき過疎」の時代の到来にあって、地方圏の将来は極めて厳しいものと予想される。同時に、少子化・高齢化が急速に進行し、平成17年から平成47年までの30年間で年少人口は約40%（約707万人）減少し、高齢者人口は約45%（約1,149万人）増加する。三大都市圏においても、団塊の世代の高齢化などに伴い、今後、急速に高齢者数が増加し、生産年齢人口が減少していく。

このような状況を踏まえ、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。定住自立圏構想は、このような問題意識のもとに全国的な見地から推進していく施策である。

（2）定住自立圏形成の目的

定住自立圏は、中心市と周辺市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域である。

圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

これらの取組により、地方への民間投資を促進し、内需を振興して地域経済を活性化させるとともに、分権型社会にふさわしい、安定した社会空間を地方圏に

創り出すことが期待されている。

なお、定住自立圏構想は、地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するという観点から、三大都市圏の区域外にある地域を主たる対象として推進する。

(3) 定住自立圏の中心市と周辺市町村との役割分担

定住自立圏の中心市は、大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能など、行政機能・民間機能を問わず、生活中に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、周辺市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要である。このような都市の機能を充実させていくことが、周辺市町村を含めた圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させることにつながるものであり、そのような都市が、圏域全体のマネジメントを担うことが求められている。

一方、周辺市町村は、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化などの観点からの重要な役割が期待される。農山漁村では高齢者も現役として活動し、地域の担い手となっていること等を踏まえると、周辺地域の農山漁村はこれから長寿社会において、高齢者の新しい生き方を提示する役割も期待されている。

定住自立圏構想は、このような中心市の機能と周辺市町村の機能が、協定によって有機的に連携し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指している。

(4) 高次の都市機能を有する都市等を中心市とする定住自立圏との連携

複数の定住自立圏が、より広域的に連携していくことが期待される。

特に、人口20万ないし30万人程度以上の都市など、高次の都市機能を有する都市を中心市とする定住自立圏と基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏とが、情報・交通ネットワーク等も活用しながら、より高次の都市機能の確保や地域の経済基盤の強化へ向けて連携していくことも期待される。

また、同程度の規模の都市を中心市とする定住自立圏同士が、それぞれの異なる特色を活かしながら、相互に連携していくことなども期待される。

第2 この要綱において用いる人口等

この要綱における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数については、別段の定めがある場合を除き、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成22年10月1日現在の数値（平成22年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成22年10月1日現在の数値の合計をいう。）を用いる。

この場合において、就業者数及び通学者数とは、「常住地による従業・通学市町村、男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数」中「総数」のうち「15歳以上就業者」及び「15歳以上通学者」の合計から自宅において従業す

る者の数を控除して得た数値をいう。

第3 中心市

中心市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

- ① 人口が5万人以上であること（少なくとも4万人を超えてのこと。）。
 - ② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。
 - イ 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市（当該合併が行われた日から起算して10年を経過していないものに限る。）にあっては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、③イ、第4（5）及び第5（4）に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。）が最大のものにおいて、昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。
 - ③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）の区域外に所在すること。
 - イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市であって三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第281条第1項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。
- この場合において、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

第4 中心市宣言

（1） 中心市宣言の定義

中心市宣言は、周辺にある市町村と地域全体における人口定住のために連携しようとする中心市が、圏域として必要な生活機能の確保に関する中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、（2）に規定する事項を記載した書面（以下「中心市宣言書」という。）を作成し、公表することをいう。

（2） 中心市宣言書に記載する事項

中心市宣言書においては、中心市がその周辺にある市町村を含めた地域に居住する住民の生活機能を確保し、地域の魅力を向上させていくという観点から、少

なくとも以下の事項について記載するものとする。

なお、中心市は、中心市宣言書を作成するに当たって、その周辺にある市町村であって、当該中心市と連携する意思を有するものの意向に十分配慮するものとする。

- ① 周辺にある市町村を含めた地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、当該市町村の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況及び周辺にある市町村の住民による当該機能の利用状況等
- ③ ②に掲げる都市機能等を活用して、周辺にある市町村と連携することを想定する取組
- ④ 当該中心市に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値（以下「通勤通学割合」という。）が0.1以上である市町村の名称
- ⑤ ④のほか当該中心市の周辺にあって、当該中心市と人口定住のために連携する意思を有する市町村があるときは、その名称

（3） 中心市宣言書の変更又は取消し

中心市は、都市機能の集積状況の著しい変化その他の著しい事情の変更があると認めるときは、中心市宣言書の変更又は取消しを行うことができる。

（4） 中心市宣言書の公表

中心市は、（1）の規定により中心市宣言書を作成したとき又は（3）の規定により中心市宣言書の変更若しくは取消しを行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

（5） 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第3②イに該当する中心市のうち、市町村の合併の結果、当該市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村が存しないこととなったもの等広域的な市町村の合併を経たものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を周辺地域とし、それぞれを中心市又はその周辺にある市町村と同様の関係にあるものとみなして中心市宣言書の作成、変更又は取消しを行い、公表することができる。

第5 定住自立圏形成協定

（1） 定住自立圏形成協定の定義

定住自立圏形成協定は、中心市宣言を行った1の中心市（以下「宣言中心市」という。）と、その周辺にある1の市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、（2）に規定する事項について定める協定であって、それぞれ

の市町村において、その締結又は変更に当たって、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものをいう。

この場合において、周辺にある市町村であって、定住自立圏形成協定を締結するものは、宣言中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であるものとし、宣言中心市に対する通勤通学割合が0.1以上であること等の要素も考慮して、関係市町村において、これに該当するか否かを自主的に判断するものとする。

(2) 定住自立圏形成協定に規定する事項

定住自立圏形成協定においては、宣言中心市及びその周辺にある市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

① 市町村の名称

定住自立圏形成協定を締結する宣言中心市及びその周辺にある1の市町村の名称を規定するものとする。

② 目的

「集約とネットワーク」の観点から、宣言中心市及びその周辺にある1の市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることなど、定住自立圏形成の基本的な目的を規定するものとする。

③ 基本方針

宣言中心市及びその周辺にある1の市町村が、④に規定する事項を中心とする政策分野において行政及び民間機能の集約化・ネットワーク化を進めることなど、様々な分野で連携を図る旨を規定するものとする。

④ 連携する具体的な事項

連携する具体的な事項は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、宣言中心市及びその周辺にある市町村において、定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、様々な取組を対象とすることが期待される。

特に、「集約とネットワーク」の考え方を基本として、ア 生活機能の強化、イ 結びつきやネットワークの強化、ウ 圏域マネジメント能力の強化、の3つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確保していく必要がある。

このため、定住自立圏形成協定においては、ア、イ及びウの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的な事項を規定するものとする。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的な事項を規定するものとする。これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、

従来から広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

a 医療

病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供、地域医療を担う医師の育成や派遣、I C Tを活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携

b 福祉

高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援、他市町村における地域密着型サービス利用支援、保育所の広域入所その他の在宅療養・介護・子育てのネットワークの構築等に向けた連携

c 教育

小中学校の区域外就学、スクールカウンセラー等の共同活用、中高一貫校の設置、大学等の高等教育機関との連携強化その他の住民のみならず、三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とするような質の高い教育環境の整備等に向けた連携

d 土地利用

都市機能の集約化等によるまちづくりの推進、規模や地域特性を活かした農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関する連携

e 産業振興

担い手確保、加工品のブランド化等による農林水産業の振興や、地場産業の育成、企業誘致、観光資源の開発等による商工業の振興、雇用機会の確保、中心市街地におけるにぎわいの創出その他の自立のための経済基盤の確立等に向けた連携

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的な事項を規定するものとする。

a 地域公共交通

地域内外の往来を活発化し、日常生活圏の拡大や利便性の向上を図るために民間バス路線の再編等の支援、ディマンドバス等の運行その他の地域公共交通サービスの提供等に向けた連携

b デジタル・ディバイドの解消へ向けた I C T インフラ整備

ブロードバンド基盤を各戸に届くまで整備するラスト・ワンマイル対策や、I C Tを活用した遠隔医療や遠隔教育、テレワークの推進その他の情報流通を密にする I C T インフラの整備等に向けた連携

c 道路等の交通インフラの整備

地域内外の交流を促進するための、基幹道路ネットワークの整備や生活幹線道路の整備その他の広域的な観点から交通インフラの整備を重点的・戦略

的に進めていく取組等に係る連携

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

　食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場産品の販売その他の地産地消を進めていく取組等に係る連携

e 地域内外の住民との交流・移住促進

　三大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組等に係る連携

f aからeまでに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

　地域を牽引する人材を確保し育成する取組を中心長期的に進めていく観点から、次に掲げる政策分野のうち1以上について、連携する具体的な事項を規定するものとする。

a 宣言中心市等における人材の育成

b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保

c 圏域内市町村の職員等の交流

d aからcまでに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

⑤ ④の執行等に係る基本的事項

　定住自立圏形成協定に基づく事務の執行については、機関等の共同設置（地方自治法第252条の7等）や事務の委託（同法第252条の14等）等のほか、民事上の契約等により行い、その形式に応じて規約の作成等の手続を経ることとなるが、定住自立圏形成協定においても、事務の執行に係る基本的な事項について規定しておくことが望ましい。

⑥ 定住自立圏形成協定の期間及び廃止の手続き

　定住自立圏形成協定の期間は、宣言中心市とその周辺にある市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

　ただし、定住自立圏形成協定の一方の当事者である市町村から、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て廃止を求める旨の通告があった場合には、他方の当事者である市町村の意思にかかわらず、一定期間の経過後に廃止される旨を規定するものとする。この場合において、当該通告後、当該協定が廃止されるまでの期間は、原則として2年間とし、この旨をあらかじめ当該協定に規定するものとする。

(3) 定住自立圏形成協定の締結等に係る留意事項

① 定住自立圏形成協定の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等

を通じて、定住自立圏形成協定案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする。

- ② 定住自立圏形成協定は、宣言中心市とその周辺にある1の市町村によりそれぞれ締結されるものであるが、宣言中心市が1以上の周辺にある市町村とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結することにより、第6（1）に規定する定住自立圏が形成されることとなる。このため、他の周辺にある市町村との定住自立圏形成協定との整合性を図り、地域全体が活性化するように十分配意する必要がある。
- ③ 連携を図る政策分野に応じて、例えば、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により都道府県が定める医療計画や、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の規定による地域協議会など、調整を図る必要があるものについては、定住自立圏形成協定の締結に向けた検討と並行して、各市町村と関係機関とが十分な協議を行っていくことが必要である。
- ④ 定住自立圏形成協定の変更又は廃止に当たっても、上記①から③までの事項に留意するものとする。
- ⑤ 定住自立圏形成協定は、宣言中心市と当該宣言中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する周辺にある市町村により締結することができることに留意する必要がある。
- ⑥ 異なる分野における役割分担を行うため、周辺にある市町村が2以上の宣言中心市と定住自立圏形成協定を締結することができることに留意する必要がある。

（4）広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第4（5）の規定により中心市宣言を行った宣言中心市については、定住自立圏形成協定に代えて、当該宣言中心市の区域の全部を対象として、（2）①から④までに規定する事項について定めた定住自立圏形成方針を、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て、策定、変更又は廃止することができる。

この場合において、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を周辺地域とし、それぞれを定住自立圏形成協定における宣言中心市又はその周辺にある市町村と同様の関係にあるものとみなして、必要な事項を規定するものとする。

（5）定住自立圏形成協定等の公表

宣言中心市及びその周辺にある市町村は、定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針（以下「定住自立圏形成協定等」という。）の締結、策定、変更又は廃止を行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

第6 定住自立圏共生ビジョン

（1）定住自立圏の定義

定住自立圏は、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 定住自立圏形成協定を締結した宣言中心市及び周辺にある市町村（以下「周辺

市町村」という。ただし、関係市町村の判断により、「連携市町村」又は「構成市町村」と呼称することも差し支えない。) の区域の全部

(2) 定住自立圏形成方針を策定した宣言中心市の区域の全部

(2) 定住自立圏共生ビジョンの定義

定住自立圏共生ビジョンは、宣言中心市が、当該宣言中心市を含む定住自立圏を対象として(3)に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更に当たって、民間や地域の関係者を構成員として宣言中心市が開催する協議・懇談の場(以下「圏域共生ビジョン懇談会」という。)における検討を経て、各周辺市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

(3) 定住自立圏共生ビジョンに記載する事項

定住自立圏共生ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

(1) 定住自立圏及び市町村の名称

定住自立圏の名称及び定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定したすべての市町村の名称を記載するものとする。

(2) 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況の現状等を記載した上で、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示するものとする。

(3) 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2)の規定により提示する将来像の実現に向けて、各定住自立圏形成協定等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載するものとする。

取組の記載に当たっては、具体的な内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各定住自立圏形成協定等の規定を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあっては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

(4) 定住自立圏共生ビジョンの期間

定住自立圏共生ビジョンの期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。

(4) 圏域共生ビジョン懇談会の構成員

圏域共生ビジョン懇談会の構成員は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たって関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組内容に応じて、医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等定住自立圏形成協定等に関連する分野の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者を含めることが望ましい。

(5) 定住自立圏共生ビジョンに関する周辺市町村との協議

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たって、各周辺市町村に関連する部分について当該市町村と個別に協議を行うものとする。

(6) 定住自立圏共生ビジョンの写しの周辺市町村への送付及び公表

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更を行ったときは、直ちに周辺市町村にその写しを送付し、これを公表するものとする。

第7 中心市に係る特例

隣接する2つの市(各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。)の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。

この場合において、第4(1)から(4)までに規定する中心市宣言書、第5(1)から(3)まで及び(5)に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。

また、第3に規定する要件を満たさないものの、一定の都市機能を有し、通勤・通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、当該市を中心市とみなすことができる。

第8 中心市宣言書等の写しの送付

(1) 中心市宣言書の写しの送付

宣言中心市は、第4(4)の規定による中心市宣言書に関する公表を行ったときは、当該宣言中心市の属する都道府県及び第4(2)④及び⑤の規定により名称を記載された市町村の属する都道府県並びに総務省にその写しを送付するものとする。

(2) 定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付

宣言中心市は、第5(5)の規定による定住自立圏形成協定等又は第6(6)の規定による定住自立圏共生ビジョンに関する公表を行ったときは、その写しを当該宣言中心市の属する都道府県及び総務省に送付するものとする。

周辺市町村は、第5(5)の規定による定住自立圏形成協定に関する公表を行ったとき又は第6(6)の規定による宣言中心市からの定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを当該周辺市町村の属する都道府県に送付するものとする。

(3) 総務省による送付

総務省は、(1)及び(2)の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを速やかに関係府省に送付するものとする。

第9 市町村に対する助言及び支援

（1）都道府県による助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備等都道府県が担任する事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。

また、都道府県は、当該都道府県内の定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものとする。

（2）総務省による助言及び支援

総務省は、中心市宣言書の作成等に関する事前に助言の求めがあった場合や、宣言中心市から第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合には、必要に応じて、定住自立圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行うものとする。

また、総務省は、宣言中心市及び周辺市町村が締結、策定又は変更した定住自立圏形成協定等及び定住自立圏共生ビジョンであって、第8（2）の規定により送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものとする。この場合において、総務省は、関係府省と連携し、当該取組に対する国による支援について、地方公共団体に対して、分かりやすい形で情報を提供するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、総務省が別に通知で定めるところによるものとする。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、先行実施団体として総務省が別に通知で定める市町村及びその周辺にあって当該市町村と人口定住のために連携する意思を有する市町村においては、平成21年1月1日から、この要綱の規定による中心市宣言、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

第2 中心市の要件、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する特別の助言

当分の間、総務省は、本則第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合におい

て、当該送付を行った市が本則第3に規定する要件を満たさないとき、本則第5(2)に規定する事項が定住自立圏形成協定等に記載されていないとき等この要綱に基づく定住自立圏と明らかに異なる取組が行われているものと認められるときは、速やかに関係市町村に対して必要な助言を行うものとする。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

第2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている市については、平成27年9月30日までの間（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体にあっては、当分の間）、中心市宣言を行うことができる。

第3 中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定、附則第2の規定又はこの要綱による改正後の定住自立圏構想推進要綱本則第3②イの規定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

2. 中心市宣言書

都城市定住自立圏中心市宣言

－ 安心して暮らせる圏域を目指して －

右肩上がりの人口増加が終わりを迎え、長期的な人口減少社会に突入しました。また、少子高齢化はさらにその歩みを早めています。今後、私たちはこの少子高齢・人口減少社会に対応したまちづくりを進めなければなりません。

また、グローバル化・高度情報化の進展や自由時間の増大、住民ニーズの多様化の中で、新しいライフスタイルを求める動きがみられる一方で、市町村合併や地方分権の推進、地域経済の低迷、都市と地方の格差拡大等、地方においては様々な課題を抱えております。

このような状況下において、都城市や周辺自治体も、ほとんどの自治体で人口が減少し、高齢化率は上昇しているという現状にあります。人口の減少は、少子化の影響もありますが、都市部への人口流出も大きな要因と考えられます。この人口流出も、少子高齢化と同様に、その対応が喫緊の課題といえます。

これらの課題を、歴史的・文化的・経済的に繋がりの深い都城市と周辺自治体における共通の課題として認識するとともに、共に連携して解決する意思のある自治体と圏域を形成し、課題に立ち向かう必要があります。

いま、私たちは、ここに暮らす住民をしっかりと守り、そしてこのかけがえのない圏域を未来の世代に引き継ぐため、市町や県の垣根を越えて、圏域の知恵を結集し、創意と工夫により新たな取組みを行わなければなりません。

今日まで都城市は、「市民の願いがかなう 南九州のリーディングシティ」を都市目標像に掲げ、南九州地方の先導役を務めるという意識を持って市政を運営してきました。

都城市は、都市目標の理念に基づき、この圏域が住民にとって安心して暮らせるものとなるよう、圏域の中心的な役割を果たす「中心市」となることをここに宣言します。

平成21年4月22日

都城市長 長峯 誠

集約とネットワーク

都城市は、九州縦貫自動車道や国道5本をはじめとする主要地方道が整備され、さらに、国の重要港湾の指定を受け、中核国際港湾としての機能を有している志布志港と本市とを結ぶ、地域高規格道路「都城志布志道路」も一部供用開始となるなど、さらなる利便性の向上が期待されています。また、周辺自治体の多くの住民が利用する公共施設や救急医療施設など、圏域の中核的な役割を担う都市機能も有しております。

今後、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、この都市機能をさらに充実するとともに、圏域内の交流やネットワークを促進する施策を講じます。

■ 主な都市機能

分類	都市機能		施設名等
医療	救急医療	初期救急医療施設（夜間）	都城救急医療センター
		第二次救急医療施設	国立病院機構都城病院 都城市郡医師会病院 他 10 施設
	小児医療 (小児救急医療含む)	初期救急医療施設（夜間）	都城救急医療センター
		第二次救急医療施設	国立病院機構都城病院 都城市郡医師会病院
	周産期医療	地域の中核医療機関	国立病院機構都城病院 藤元早鈴病院
	災害医療	地域災害医療センター	都城市郡医師会病院
	疾 病	がん	地域がん診察連携拠点病院
		脳卒中	都城市郡医師会病院
		急性心筋梗塞	藤元早鈴病院
交通	高速道路		九州縦貫自動車道宮崎線都城 IC
	地域高規格道路		都城志布志道路（建設中）
芸術	文化ホール		都城市総合文化ホール
			都城市ウエルネス交流プラザ
文化	美術館		都城市立美術館
	図書館		都城市立図書館
商業	大型商業施設		大規模小売店舗 40 店舗
教育	高等教育機関	大学	南九州大学都城キャンパス(H21.4月開学)
		高等専門学校	都城工業高等専門学校
		高等学校	県立高校 6 校、私立高校 2 校
		専修学校	都城看護専門学校 他 5 校

■ 周辺自治体住民の利用状況

(1) 都城救急医療センター患者数（初期救急医療施設；夜間急患センター）

(単位：人)

年 度	宮崎県	鹿児島県		その他	都城市
	三股町	曾於市	志布志市		
H 1 7	1, 546	1, 934	359	1, 039	10, 663
H 1 8	1, 543	1, 906	511	1, 130	11, 165
H 1 9	1, 629	1, 990	629	1, 371	11, 777

※H17 年度の志布志市は、松山町(H17. 4 月～H18. 3 月)と志布志町・有明町(H17. 10 月～H18. 3 月)の累計

(2) 救急車受入状況（都城市郡医師会病院；第二次救急医療施設）

(単位：人)

年 度	大隅・曾於地区管轄 (曾於・志布志市等)		その他の管轄		都城市管轄 (都城市・三股町)	
	入 院	外 来 扱 い	入 院	外 来 扱 い	入 院	外 来 扱 い
H 1 9	138	69	54	9	827	546

(3) 都城市総合文化ホール「M J 友の会」会員数

(単位：人)

	宮崎県	鹿児島県		その他	都城市
	三股町	曾於市	志布志市		
会員数	82	39	5	50	1, 051

【H21. 2. 19 現在】

(4) 都城市立図書館利用登録者数

(単位：人)

	宮崎県北諸県郡三股町	鹿児島県曾於市	都城市
登録者数	1, 985	1, 418	38, 144

【H21. 2. 1 現在】

(5) 保育所・保育園広域入所受託児童数

(単位：人)

	宮崎県	鹿児島県		その他	都城市
	三股町	曾於市	志布志市		
児童数	115	80	2	21	5, 093

【H21. 2. 1 現在】

リーディングシティ

都城市は、これから厳しい社会経済環境の中で、地域間競争に生き残るため、圏域の先導役として、周辺自治体と連携し、圏域の特性やポテンシャルを最大限に活かしながら、住民ニーズに応じた高次の行政サービスや施策を積極的に講じます。

特に、圏域に等しく安心安全を提供できる地域医療体制を構築するとともに、圏域内の交流やネットワークを強化するための必要な交通インフラの確保と共に連携して推進します。

■ 生活機能の強化のための取組み

◆ 医療

広域救急医療体制の整備・充実

現在も圏域の救急医療の中核的役割を果たしている都城救急医療センター（初期救急医療施設）及び都城市郡医師会病院（第二次救急医療施設）の移転・充実を視野に入れ、圏域の医療機関相互の連携やＩＣＴを活用した広域医療の充実を図るなど、圏域住民の安心安全を確保するため、広域救急医療体制の整備・充実を目指す。

併せて今日の圏域全体の医師不足に対応するとともに、より高度な医療を提供するため、圏域で連携して地域医療を担う人材の確保などを目指す。

■ 結びつきやネットワークの強化のための取組み

◆ 道路等の交通インフラの整備

地域高規格道路「都城志布志道路」整備促進

都城志布志道路は、圏域内の結びつきやネットワークの強化、さらに定住自立圏構想実現のための重要な交通インフラであり、圏域で連携して国や宮崎県・鹿児島県に対し、今まで以上に早期完成を働きかける。

■ 圏域マネジメント能力の強化のための取組み

- ◆ 宣言中心市等における人材の育成
- ◆ 圏域内市町村の職員等の交流
- ◆ その他圏域マネジメント能力の強化に係る連携

広域連携

都城市は、共通の課題に対し、連携して解決する意思のある周辺自治体と共に圏域を形成し、民間団体などを含め、今まで以上に相互連携を図りながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、住民が安心して暮らせる圏域を目指します。

■ 都城市と連携する意思を有する自治体及び都城市に対する通勤通学割合が 0.1 以上の自治体

資料：H17 国勢調査

自治体名	常住就業者・通学者数(人)		都城市で就業・通学者数(人) c	通勤通学割合 $d=c/(a-b)$
	(15歳以上) a	うち自宅従業者数 b		
宮崎県北諸県郡三股町	13,084	1,780	6,791	0.60
鹿児島県曾於市	22,875	6,950	3,750	0.24
鹿児島県志布志市	18,732	5,058	268	0.02

(注) なお、上記のほか、宮崎県西諸県郡高原町が、定住自立圏構想推進要綱に規定する「通勤通学割合 0.1 以上」に該当している。(高原町；0.15)

3. 定住自立圏形成協定

都城市と三股町、曾於市、志布志市との定住自立圏形成協定の内容は次のとおりである。

都城市（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）とは、定住自立圏（以下「圏域」という。）の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携して、安心して暮らせる圏域に必要となる都市機能及び生活機能を確保するとともに定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野において、相互に役割又は機能を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。

（連携する具体的な事項）

第3条 《本編第6章に記載のとおり》

（連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するものほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲、乙協議の上別に定めるものとする。

（規定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲、乙協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の決定）

第7条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

4. 都城広域定住自立圏構想協議会規約

(設置)

第1条 都城市、三股町、曾於市及び志布志市（以下「3市1町」という。）で構成する都城広域定住自立圏の構想を推進するため、都城広域定住自立圏構想協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知。以下「国要綱」という。）の第5の規定に基づく定住自立圏形成協定に関する事項
- (2) 国要綱第6の規定に基づく定住自立圏共生ビジョンに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、定住自立圏構想に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 この協議会に役員として、会長1名、副会長3名、監事2名を置く。

(会長)

第5条 会長は、都城市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第6条 副会長は、三股町長、曾於市長、志布志市長をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 副会長に事故があるとき、又は副会長が欠けたときには、あらかじめ副会長が指定した者がその職務を代行するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(監事)

第7条 監事は、都城市議会議長並びに三股町、曾於市及び志布志市の議会議長のうち、別表第1に掲げる順位により1名をこれに充てるものとする。

2 監事は、協議会の会計を監査する。

3 監事の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 監事に事故があるとき、又は監事が欠けたときには、あらかじめ監事が指定した者がその職務を代行するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて第3条に掲げる委員以外の者の出席を求めることができる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会)

第9条 協議会に幹事会を置き、幹事会は、第2条に規定する事務の連絡及び調整を行う。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、都城市企画部長をもって充てる。
- 4 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときには、あらかじめ幹事長が指定した者がその職務を代行する。

（幹事会の運営）

第10条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、議事を進行する。

- 2 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議に第9条第2項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

（担当者会）

第11条 幹事会に、必要に応じて担当者会を設けることができる。

- 2 担当者会は、担任事項について調査研究及び立案に当たる。
- 3 担当者会は、担任事項に関係ある市町の職員をもって構成する。
- 4 担当者会を構成する会員の互選により、担当者会に部会長を置く。
- 5 担当者会で調査研究及び立案した事項は、幹事会に報告しなければならない。

（事務局）

第12条 協議会の事務を処理するため、都城市企画部経営戦略課に事務局を置く。

（経費及び会計年度）

第13条 協議会の経費は、3市1町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（委任）

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成21年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成21年度の委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

（施行期日）

この規約は、平成23年10月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規約は、平成25年2月13日から施行する。ただし、第6条、第7条及び第13条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

都城市長
都城市副市長
三股町長
曾於市長
志布志市長
都城市議會議長
三股町議會議長
曾於市議會議長
志布志市議會議長

別表第2（第9条関係）

都城市企画部長
都城市経営戦略課長
都城市経営戦略課参事
三股町地域政策室長
曾於市企画課長
志布志市企画政策課長

【参考】医療等用語

初期救急	入院の必要がなく、外来での対処が可能な緊急の患者に対する治療のこと。整備は市町村の責務とされている。
二次救急	入院を必要とする緊急の患者に対する治療のこと。都道府県が定めた医療圏域（二次医療圏）ごとに整備する。
三次救急	二次救急医療機関では対応できない重篤な緊急の患者に対する治療のこと。複数診療科にわたる高度な医療を提供する医療機関で行われる。
都城北諸県医療圏	都城市と三股町を範囲として、宮崎県の医療計画で定められた二次医療圏。
曾於保健医療圏	曾於市、志布志市、大崎町、鹿屋市の一部（旧輝北町）を範囲として、鹿児島県の医療計画で定められた二次医療圏。
周産期医療	周産期（しゅうさんき）（妊娠 22 週から出生後 7 日未満）を含めた前後の期間における、突発的な事態に対して、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療を提供すること。
オーダリングシステム	診療現場の医師等が検査や投薬などの指示（オーダー）を入力すると、その内容が電子的に関係部局に伝達されるシステム。
電子カルテ	患者に関わる様々な情報を電子媒体に記録、保存し運用するシステムで、医師の書いた記録だけではなく、看護記録、X 線写真、検査レポートなどを含むもの。
DMAT	大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム
医療クラーク	医師の仕事を補助する事務職員で、医師が診察に専念できるようになるのが役目。
災害支援看護師	災害支援に関する専門的知識を習得した看護師
中間支援組織	行政と地域の間にたって様々な活動を支援する組織のこと。NPOへの支援などを主目的として発足しているケースが多い。

